

泉市文化財調査報告書第5集

# 長 命 館 跡

昭和61年3月

泉市教育委員会

# 長 命 館 跡

## 序

泉市は、仙台市の北側に隣接する住宅都市で、七北田丘陵や富谷丘陵をはじめ七北田川流域には大小約30ヶ所の住宅団地が造成されています。この様な開発によって、大変残念なことです。紫山遺跡・住吉遺跡・長崎遺跡等は、記録保存による発掘調査の後、失なわれてしまいました。

しかし、幸いなことに中世の城郭についてみれば、昭和54年度に国庫補助を得て測量調査を実施した杭城館跡をはじめ、国分氏の居城松森館跡等大部分が原形を保って残されております。『宮城県遺跡地名表・遺跡地図』には、10ヶ所の中世城郭が登録され、文化財めぐりのコースに選定されるなど、地方史を理解する上で非常に役立っているところです。

昭和59・60年に立会調査および試掘調査を実施した長命館跡は、鎌倉時代の歴史書『吾妻鏡』に記録されている「国府中山上物見岡」の擬定地として、江戸時代以来注目されてきた遺跡です。郷土の歴史に関心のある方なら、何度も長命館跡を訪れ、古代から中世へと移り變る時代を夢想し、豊かな情操をはぐくんできたものと思います。

私どもが試みた二度にわたる調査では、江戸時代以来の擬定地論に対し、一定の結論を導くための資料を得た点で大きな収穫でした。科学的な調査法に基づく研究の重要性が痛感させられた次第です。

今後も、この報文が泉市の文化財保護行政の上で、一定の役割を果し、更に学校教育や社会教育のための教材として活用されることを希望しております。

最後になりますが、発掘調査や報告書作成に協力して下さった関係機関の皆様に心から御礼申し上げます。

昭和61年3月

泉市教育委員会

教育長 萱 場 勘 三

## 例　　言

1. 本書は、長命館跡の公園整備事業に伴う立会調査(以下「第Ⅰ次調査」と云う。)、および試掘調査(以下「第Ⅱ次調査」と云う。)の発掘調査報告書として作成したものである。
2. 第Ⅰ次調査および第Ⅱ次調査は、泉市都市開発局の協力を受け、泉市教育委員会が実施した。
3. 報告書作成に当って、次の方々から指導・助言をいただいた。

東北学院大学 佐々木慶市氏

宮城県教育庁文化財保護課 藤沼邦彦氏・加藤道男氏・齊藤吉弘氏

宮城県東北歴史資料館 小井川和夫氏

利府町教育委員会 庄子敦氏

多賀城市教育委員会 千葉孝弥氏

泉館山高校 中川正人氏

泉市立鶴ヶ丘小学校 高橋多吉氏

4. 出土品・現地での実測図・報告書に用いた図版等は、泉市教育委員会が保管している。

5. 本書は、泉市教育委員会社会教育課 熊谷幹男が編集・執筆した。

## 調　　査　　要　　項

遺跡名：長命館跡

宮城県遺跡地名表登録番号：19009

所在地：宮城県泉市加茂二丁目81

遺跡記号：A I

調査面積：第Ⅰ次調査 53m<sup>2</sup>

　　：第Ⅱ次調査 1,097m<sup>2</sup>

調査期間：第Ⅰ次調査 昭和59年8月27日～9月10日(延6日間)

　　：第Ⅱ次調査 昭和60年9月26日～12月12日(延43日間)

調査主体者：泉市教育委員会

調査担当者：泉市教育委員会社会教育課

調査参加者：第Ⅰ次調査 相沢林三郎・会田幸子・門脇耕一・齊藤敏雄・但木吉蔵・長冴子・永野次郎・永野正

　　：第Ⅱ次調査 相沢林三郎・相沢美佐子・伊藤正昭・遠藤栄治・熊谷はつ江・齊藤敏雄・佐藤裕子・但木吉蔵・長冴子・永野次郎・本間春美

整理参加者：庄子裕子・長冴子・本間春美

# 目 次

## 序

### 例言・調査要項

I. 位置と環境	1
1. 遺跡の位置と立地条件	1
2. 遺跡周辺の歴史的環境	1
(1) 留邊の遺跡	1
(2) 泉地方の中世史	1
II. 調査にいたる経過と調査の方法	7
1. 調査にいたる経過	7
2. 調査の方法	7
III. 調査の成果	7
1. 遺跡の概要	7
2. 発見された遺構と遺物	11
第Ⅰ次調査	11
(1) 基本層序	11
(2) 発見された遺構	11
(3) 発見された遺物	12
第Ⅱ次調査	14
(1) 基本層序	15
(2) 発見された遺構	15
(3) 発見された遺物	19
IV. 考 察	29
1. 文献からみた長命館と長命氏	29
(1) 長命館に関する文献資料	29
(2) 国府中山上物見岡の擬定地	32
(3) 長命館の館主	35
2. 出土遺物の年代と遺跡の年代	37
(1) 出土遺物の年代	37
(2) 遺跡の年代	38
3. 遺構に関するまとめ	39
第Ⅰ次調査	39
第Ⅱ次調査	39
V. ま と め	40
一般的の参考文献	40
写 真 図 版	41~46



1:25,000 仙台東北部 仙台西北部

500 m 0 500 1000 1500 m

第1図 遺跡付近の地形図

## I. 位置と環境

### 1. 遺跡の位置と立地条件(第1図)

長命館跡は、泉市加茂二丁目81番地に所在する。当地は、宮城県庁から北北東へ約5.3km、泉市役所からは南西へ約2.5kmの地点に当る。

本遺跡は、丘陵が平地に接する地点の丘陵側に立地している。この丘陵は、七北田丘陵と呼称され、幅約5～8km、長さ約20kmに達し宮城町大倉付近から次第に高さを減じながら仙台市燕沢付近まで続くものである。起伏量約100m未満のなだらかな面から成るが、北側の平地との接合面付近では中小の谷によっていたる所で浸蝕を受けている。北側は、七北田川によって形成された河岸段丘であり中位面と考えられている。

遺跡付近は、北側の河岸段丘を除き自然改変地と化し、かつての地形は原形を失っている。

遺跡は、東西約250m、南北約350mの範囲に広がり、最高所は標高約90m、段丘との標高差は約60mに達する。

### 2. 遺跡周辺の歴史的環境

(1) 周辺の遺跡 本遺跡の周辺には、数多くの遺跡が分布しているとはいえない。半径約2km程度以内には、縄文時代の遺跡として闇の上遺跡・沼遺跡・高柳遺跡があり、古代の遺跡としては、宮下遺跡・柳遺跡が発見されているにすぎない。この様に遺跡数が少い理由は、丘陵地の大部分が既に住宅団地等の自然改変地と化し、また七北田川によって形成された河岸段丘上には肥沃な水田地帯が開け分布調査が遅れていることによるものである。

しかし、富谷丘陵および七北田丘陵、更に七北田川流域と広く概観した場合には、泉市内に限定しても旧石器時代の遺跡が4ヶ所、縄文時代の遺跡が37ヶ所、弥生時代の遺跡が1ヶ所、古代の遺跡が11ヶ所、中世の遺跡が12ヶ所と一定の数に達していることが判る。従って本遺跡の周辺部は、旧石器時代以来生活の場とされていたことは明らかである。

(2) 泉地方の中世史 泉地方の中世史は、鎌倉幕府対平泉藤原氏の戦い、いわゆる「奥州合戦」の後に開幕するといつても過言ではない。頼朝は1189年9月、平泉において合戦後の論功行賞を行い、千葉常胤・葛西清重・畠山重忠・結城朝光等の有力御家人に対し、県内各地に所領を宛行っている。論功行賞によって、当地に所領を得た御家人は、千葉常胤の五男国分五郎胤通・大河戸三郎行基であった。

国分胤通は、国分系団によれば、「文治五年八月奥州征伐ニ從軍シテ抜群ノ功アリ。同年十月宮城郡国分荘三十三郷及名取郡ニ於テ四千余貫ノ地ヲ賜ハリ、郷六邑ノ山間ニ築城シテ之ニ居ル」と記されている。鎌倉時代の国分氏については、史料が少なく不明な点が多いが、第二世胤茂の子茂晴が「福岡七郎」と称し、「国分荘福岡邑ニ居ル」と、第五世重胤の子政継が「国分荘松森邑ニ居ル。(中略)松森・北目・八乙女氏ノ祖ナリ」等の記載内容を併せ考えれば、戦国

期において領有することになった三十三ヶ郷が鎌倉初期から宛行われたとは考えにくいとしても、当地方の一部に所領を得たものと考えて差しつかえないであろう。

註1

大河戸行基は、地元に伝わった朴沢文書により当地方に所領を得たことが確実な御家人である。大河戸氏は、朴沢家系図によると藤原秀郷を先祖とし、鎌倉～南北朝時代を通して「宮城郡山村」と呼ばれた当地方の西北部を領有することになった。大河戸行基以降は、行頼～泰行～忠行～宗信～時信～隆行と続き、高柳・信楽沢・山村・朴沢氏を名のって、鎌倉中期以降同族が当地方へ土着することになるのである。

註2

鎌倉時代の終末期に入ると討幕運動が全国的な広がりをみせる様になる。「宮城郡山村」に所領を有す大河戸隆行は、後醍醐天皇の皇子護良親王の令旨と足利尊氏の御教書をうけて1333年4月、六波羅探題の攻撃に家子郎党を派遣、隆行と代官である武藏国の中住人岩瀬五郎入道妙泉は、新田義貞の軍に参加し鎌倉攻めで戦功を上げている。

註3

こうして5月に鎌倉幕府が倒れ建武の新政が開始されると、朝廷方は幕府の直轄地となっていた東北地方に新しい秩序を求め、10月には、北畠親房の嫡子頴家を多賀国府に下向させた。しかし頴家が国府に着任し、国府を再興しようとする時、東北地方は決して平穏ではなかった。12月には、津軽地方を中心に北条氏の残党が蜂起すると、頴家らはさっそく討伐軍を差し向けることになった。この時、大河戸隆行も参加し、1335年6月には合戦の論功として標葉係九郎の所領半分を得ている。

註4

後醍醐天皇による建武の新政は、武士の所領欲を十分に満たすものでなかったため再び動乱の時期をむかえることになった。1335年7月には、中先代の乱と呼ばれる北条時行の反乱が起きると、尊氏はただちにこれを平定し、8月には一族の朝波家長を奥州管領に任命し足利方の勢力拡大をはかっている。10月、尊氏はみずから征夷大將軍と称し新政府に公然と反旗をひるがえすと、朝廷方は新田義貞・北畠頴家に尊氏追討を命じ、頴家は父親房とともに大軍を率いて西上すると、1336年2月には尊氏を九州へ敗走させている。この時、大河戸隆行は、同族である高柳宗広・高柳泰宏らと共に頴家軍に従事し、軍功によって下総権守に任せられ、下野国皆川庄・陸奥国南山庄に所領を得ている。

註5

一方、九州に逃れた尊氏は、6月に入京すると次第に勢力を回復し、12月には後醍醐天皇を吉野へ追いやり、名実ともに南北両朝が併立することになった。この様な情勢は陸奥国にもおよび、頴家を擁す多賀国府は屢々足利方の襲撃をうけている。この時の足利方の大将は石塔良房であり一時、南朝側についていた国分氏・留守氏も従うことになった。頴家は1337年1月、ついに多賀国府を脱出し伊達行朝の領地巣山にこもると、国府は石塔良房に占拠されることになる。9月に入り頴家は奥州の南朝方を従え再度西上するが、各地を転戦した後、1338年5月22日遂に和泉国で敗死することになった。この時の大河戸氏の動向は明らかでないが、同族の

高柳九郎三郎は顕家に従軍し、顕家の死後に常陸国宍戸庄真子村に所領を得ている。またIV章  
註7 1項で述べる本郷家系図には本郷行成が「延元三年五月廿三日討死」とあることから恐らくは顕家に従軍していたと思われる。

顕家が敗死すると、後醍醐天皇は奥州の勢力を回復するため顕家の弟顕信を下向させることになった。しかし、南朝方の目的は十分に達成されず顕信は1340年6月になって、ようやく田村庄宇津峯城に入城するという状況であった。9月、顕信は石塔義房の挙げる多賀国府の奪回を計り栗原郡三迫で1341年10月まで戦うが、激戦の結果敗北し出羽へ逃れることになった。

1350年に入り足利尊氏・直義の間に觀応の擾乱と呼ばれる内紛が始まると足利方は二派に分かれて戦うことになった。先に奥州管領として下向した吉良貞家は尊氏方につき、畠山高國は直義方として二派争うことになる。畠山氏は1351年1月、岩切城にこもり、吉良方と戦って敗北する。この時留守氏は畠山方にいたため大きな打撃をうけ、代わりに勝大勝の味方をした国分氏が次第に勢力を得ることになるのである。觀応の擾乱の際に、大河戸氏の動向を示す史料はないが、1351年9月には、吉良貞家は「山村城内人々中」の所領を安堵している。このことは、山村地方が完全に南朝方の勢力圏に入っていたというよりは、足利方の勢力も一部に存在していたと考えるべきであろう。

足利方が内紛を起すと南朝方は再び勢いを盛りかえした。後醍醐天皇の孫にあたる守永親王(宇津峯宮)と顕信の次子守親は1351年、多賀国府の奪回をめざし進撃を開始すると、10月には柴田郡倉本川(白石川)で足利方を破り、次いで11月には広瀬川で勝利を得ることになった。この時、当地方へ下向していたと思われる「宮城郡山村宮」は、守永親王(宇津峯宮)とともに参戦している。大河戸氏は、合戦の後、1351年10月には留守上総介跡、1352年2月には黒河郡下前野郷を預置かれている。  
註9

南朝方は、1351年末には多賀国府を奪回することになったが、足利方は1352年3月11日から国府の総攻撃を開始すると同月15日には陥落することになった。国府をめぐる功防戦は5日に及ぶ激戦であったが、南朝方はこの時、国府を攻める足利方を山村から攻撃している。山村宮  
註11 はこの時に戦死したのではないかといわれている。  
註12

多賀国府が足利方に陥されると南朝方の劣勢は日に日に明らかになっていく。山村に挙げる南朝方は6月に、多賀国府に向かうが道庭口で合戦、また山村の向陣である小曾沼城を警固され見動きができない状態となった。1353年に入ると、足利方は山村に総攻撃を始め、1月10日小曾沼城攻撃に発向、18日には市名坂城を陥し、同夜半に小曾沼城も落城した。19日には山村城を攻め、ついに当地方の南朝方は一掃されることになった。こうして、当地方の南北朝動乱は  
註14 終焉することになった。さて、南北朝以後の大河戸氏であるが、一族の山村・高柳氏とともに所領を没収されたと思われ、以後留守氏の家臣に編入されるのである。  
註15

南北朝時代以降は、当地方に關係する史料が少く、大河戸氏の様なめだった活躍を示す武士は見当たらず、從って戦国期については国分氏の歴史である。

国分氏は、室町幕府の權威が失墜する<sup>1</sup>と宮城郡内の一円知行化を積極的に進め、戦国期には「国分三十三ヶ郷」と呼ばれる地域を領有することになった。国分氏の領有過程を示す文書は、国分氏が慶長年間に没落していることから残されていないが、近世史料を参考にすれば、山内首藤氏との抗争を上げることができる。山内首藤氏は、鎌倉時代に桃生郡に所領を得た御家人であるが、大河戸氏の没落後、当地方に一族が所領を得たものと推定される。

『古城書立之覚』「山野内城」の項では「右城主山内須藤刑部少輔ト申者永禄年中迄居住ト申候」とあり、「杭城」の項には、「右城主山内須藤刑部少輔実沢村山野内城ヲ結城七郎ニ被責此所江落申候」と記されている。二つの記述から、山内首藤氏は永禄年中に山野内城を結城七郎に攻められ杭城へ敗走したことが判る。史料にある結城七郎は国分氏のことを指すものと解され、山内首藤氏は結城氏の同族国分氏によって滅ぼされるわけである。しかし、国分氏は武力によつて中小武士を従えていたわけではなく、大部分は入嗣政策によるものである。国分系図によれば当地方の小領主である朴沢氏・萱場氏・松森氏・吉内氏・白石氏・横沢氏等には、次々と国分氏が入ってくるのである。

国分氏は武力あるいは入嗣政策によって所領を拡大していくが、宮城郡の東部に勢力を伸ばしている留守氏とは次第に緊張関係が生まれてくる。1506年には、後述する「国分勇者長命別當」が留守領の小鶴に攻め込み、1536～7年には再度留守氏と衝突し伊達種宗の家臣が合力<sup>註16</sup>のため千代城に入り、松森城に使者を派遣している。<sup>註17</sup>1542年に入り伊達種宗・晴宗の父子が戦う。いわゆる天文の乱が起ると国分氏は種宗方、留守氏は晴宗方につき戦うことになった。同年11月には、国分氏の居城松森城が留守氏によって攻められている。<sup>註18</sup>両者の抗争は、天文の乱後も繰り返され、1549年には「国分之勇者長命別當広谷熊谷郎」が留守氏との戦いで敗死している。この様な戦いは永禄年間まで続き1560年には国分氏側が留守領に侵入している。<sup>註19</sup>こうして、両者は戦国期の終末まで戦うが勝敗は決せず、伊達氏の介入をむかえることになる。

国分氏と留守氏が抗争を続いている間に、伊達氏は近隣の有力武士を次第に掌握している。伊達氏は、晴宗の五重政重(後の盛重)を強引に国分氏に入れるが、伊達氏の強引な入嗣に対し国分家中はもうれつに反発すると、伊達政宗は1587年国分征伐を決意するという状態になったが、政重は米沢に出向き政宗に謝罪すると国分征伐は行われなかった。しかし1588年、政宗による大崎征伐に参加せず、かわりに松森城は政宗側から警固されるという状態をむかえている。<sup>註20</sup>1590年秀吉が奥羽地方の諸大名に参陣を命じた際何ら沙汰がなかったところから判断しても、国分の家中騒動のしこりから、もはや大名としての実力は失いかけていた。こうして1596年、国分系図を引用すれば「故アリテ国分城ヲ没落ス、同(慶長)三年四月、常陸ニ至リ佐竹右京大夫

義宣ニ頼ル」という運命を向かえることになった。

註22

かくして、中世的領主による支配は終わりをとげ近世幕藩体制へ移行することになる。

註1 国分系図は、佐々木慶市「中世の仙台地方」「仙台市史3」所収のものを参考にした。

註2 朴沢家系図は、二種類現存している。1つは泉市朴沢在住の朴沢基記氏の所有で、他は泉市南光吉在住の朴沢憲昭氏が所有している。前者については、平重道「宮城県宮城郡根白石村朴沢家文書」「宮城県根白石村史」(1957)に照会されているが、後者は東北大学文学部に写本が残されている。

註3 朴沢文書「永仁三年三月廿八日相模守北条貞時陸奥守北条宣時連署裁決状」による。

註4 朴沢文書「元弘三年十月新田氏證利大河戸隆行岩瀬妙泉軍忠状」による。

註5 朴沢文書「建武元年九月二日北畠顕家宣」・「建武二年六月九日北畠顕家下文」による。

註6 朴沢文書「建武二年十二月廿三日高柳宗泰他三名到状」・「延元元年四月八日鎌守軍監有実奉書」による。

註7 朴沢文書「延元三年五月廿七日北畠顕家宣」による。

註8 朴沢文書「親応二年九月廿二日吉良貞家宛行状」による。

註9 白川文書「親応三年十月廿九日吉良貞家披露状」・相馬文書「親応三年十一月廿二日吉良貞家披露状」による。

註10 留守文書「正平六年十月七日北畠顕信預ケ状」・朴沢文書「正平七年閏二月十二日右馬権頭奉書」による。

註11 白川文書「文和二年五月日石川兼光日安狀」による。

註12 大概文彦「伊達行朝勅王事歴」による。

註13 鬼柳文書「親応三年九月日和賀義綱軍忠状」による。

註14 鬼柳文書「文和二年正月日和賀義綱代野田六郎左衛門尉着到状」・「文和二年正月日和賀義綱軍忠状」による。

註15 佐々木慶市前掲書による。

註16 大島正隆氏採集文書「永正三年四月七日留守景宗恩賞宛行状写」による。

註17 「伊達正統世次考」による。佐々木慶市前掲書を参考にした。

註18 留守文書「天文十一年十一月十一日白石実綱書状」による。

註19 大島正隆氏採集文書「永正三年四月七日留守景宗恩賞宛行状写」による。

註20 大島正隆氏採集文書「天文十八年七月一日留守政景恩賞宛行状写」による。

註21 「伊達家治家記録」による。佐々木慶市前掲書を参考にした。

註22 国分氏の没落については、佐々木慶市前掲書に「仙台史料」・「東藩史稿公子伝」・「伊達盛重公伝」等の記述が紹介されている。

補註 南北朝時代の文書に屢々散見する山村城・小曾沼城・市名坂城の所在地については現在明らかでない。

山村城については、泉市実沢地区にある山野内館跡が擬定地とされている。小曾沼城については、泉市七北田高玉地区に字名としてではないか「オソヌマ」と称される地域があり、付近は宅地化しているため遺構を探し出すことは困難であるが、この付近であろう。市名坂城については、泉市に市名坂と称す大字名が残るが所在地は不明である。

## II. 調査にいたる経過と調査の方法

### 1. 調査にいたる経過

泉市では、昭和56年3月に建設部都市開発局都市計画課が事業の担当になって、「長命館跡公園基本計画書」を策定した。本書によると、当遺跡を都市公園法に基づく特殊公園（歴史公園）とするもので、全城をA・館跡ゾーン、B・雜木林ゾーン、C・児童広場ゾーン、D・史跡環境整備ゾーンに区分し、各ゾーンごとの土地利用計画を行うという内容である。公園整備の基本方針の中には、「歴史的な文化財を保存継承し館跡の保護活用をはかる」と主張され、文化財保護・活用の立場が採用されている。この様な計画のもと、昭和57年度には、南側の平場（III章で述べるIV区）を中心に芝生の植栽・園路の整備がはかられ、58年度には、遺構の存しない西側斜面（III章で述べるII区の西側）に管理用園路が付設され、59年には中央部最高所（III章で述べるIII区）にあづま屋、落下防止用の柵、芝生および樹木が植栽された。59年度の工事に当って柵を建設する地点の立会い調査（第I次調査）を行った。60年度には、北東側の平場（III章で述べるI区）に展望台および園路の建設が立案されたため、地下遺構に影響が予想される場合には工法変更等の措置を講ずる必要から工事以前に試掘調査（第II次調査）を実施した。従って、60年度の調査は、遺構の有無を確認する目的で行ったものである。

### 2. 調査の方法

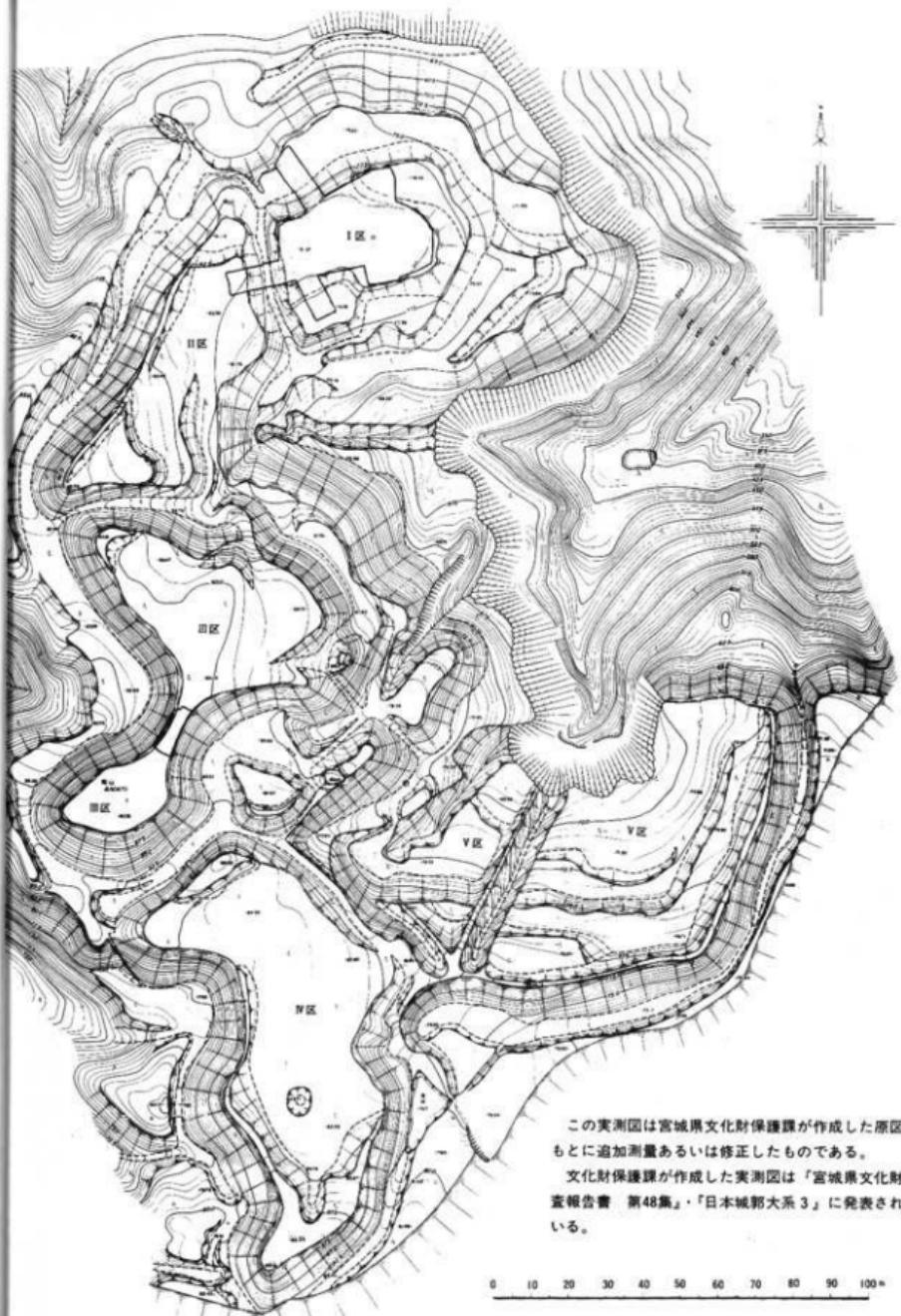
**第I次調査** 第III章で述べるIII区のうち、落下防止用の柵が付設される地点を対象とした。昭和59年8月27日～9月10日まで延6日間を費した。立会い調査を前提としていたため、特にグリット設定は行わず、第3図に示した地点約53m<sup>2</sup>の調査に留めた。調査の結果、土塙3基が検出されたため、1/20の平面図を残し、発掘区全般については1/100の平板実測図を作成した。写真は35mmスライドフィルムを用いて撮影した。

**第II次調査** 第III章で述べるI区を対象とした。前述の調査目的を踏まえ、昭和60年9月26日～12月12日まで延43日間を費した。調査に当っては、現場が荒れていたことから下刈りから始め、現状の写真撮影、次に第6図に示した通りグリット設定を行い、表土剥離、遺構の発掘、遺構の実測、遺構の写真撮影、記録作成という手順で進めていった。実測図については、ピット・土塙等の遺構が検出された地区については1/20の造り方測量を行い、塁や遺構の存しない地区については1/100の平板測量を行った。断面はすべて1/20で統一し、堆積土に関する記述を行った。写真は、35mmモノクロールフィルム・スライドフィルム、6×4.5モノクロールフィルムを用いて撮影した。

## III. 調査の成果

### 1. 遺跡の概要（第2図）

本遺跡は、七北田丘陵と呼称される小起伏丘陵上に立地している。遺跡に伴う平場・土塙・



この実測図は宮城県文化財保護課が作成した原図をもとに追加測量あるいは修正したものである。

文化財保護課が作成した実測図は「宮城県文化財調査報告書 第48集」・「日本城郭大系3」に発表されている。

第2図 遺跡の地形図

堀切等、外見で識別可能な遺構は、東西約250m、南北約350mの範囲内に構築されている。遺跡の平面形は、C字あるいはL字形を呈すが、大きく五つの地区に分割されている。

ここでは、北側から反時計回りにI～V区と呼称し、各地区的説明を行いたい。

I区 昭和60年度に発掘調査を行った地区である。東西約42m×南北約26m程度の平場が形成され、比較的平坦であることから建物跡等の検出が予想された地区である。西側には、上端幅約10m、深さ約2~2.8mの堀切が約40mの長さにわたって築かれ南西側の地区(II区)から独立を保っている。平場の下端部、北～東～南側にかけては郭が築かれているが、北～東側までの範囲が極めて良好に整形・整地され、東～南側の範囲は良好な整形・整地とはいえない。この郭の北側には、約7~8mの落差を伴って空堀と土塁が認められ、最北端の遺構を形成している。平場への入口は、北西隅に認められる。

II区 北東側へ傾斜する緩斜面で、南北長は約90mに達する。南側の地区(III区)とは、上端幅約12m、長さ約42mの通路状の堀切によって分割されている。西側の法面落ちぎわには、土塁状の高まりが長さ約65mにわたって認められるが明瞭なものではない。また、この地区内には段を伴う地点も認められるが地表面の観察では遺構か否かは判断できない。西側の法面は均一の傾斜に美しく整形され、下端部は通路を兼用する空堀である。遺跡の中では、建物跡等の存在は望めそうもない地区と考えたい。

III区 昭和59年度に立会い調査を試みた地区である。本遺跡の中では中央部に位置し最も標高の高い地区である。平面形がひょうたん形を呈す平場が築かれ総面積は約1,730m<sup>2</sup>に達する。南側平場は、本遺跡中最も平坦であり、北側平場は、僅かに北東側へ傾斜している。北側平場の北西隅には長さ約20mにわたって土塁状の高まりが認められたが、平場との比高差は約0.7~1m程度でそう高いものではない。入口は北側平場の北側および東側の二ヶ所に築かれ、いずれも地表面は浅いU字状を呈す。北側の入口はII区とIII区を分隔する通路状の堀切から連絡し、東側の入口はIII区の北東側に形成されている郭状の平地から連絡する。この地区的西側には、II区から同一の面で連続する空堀が築かれ、南側の地区(IV区)を深い堀切によって分割し、東側の下端部まで続く。

IV区 遺跡の南端に位置する。III区とは前述した深い堀切によって分割されている。東西約40m、南北約80mの本遺跡中最大の平場が築かれ、総面積は約2,570m<sup>2</sup>に達する。平場は東側へ緩やかに傾斜するが、広大な面積であるため一見して平坦という印象をうける。南端、西側法面落ちぎわ、北端には土塁を伴う。南端部の土塁は、平場との比較差が約4~5m強に達し、積土による造成というよりは自然地形が残されていると判断すべきである。西側法面落ちぎわの土塁は、次第に高さを減じながら消滅する。北端の土塁は、長さ約13m、高さ約1.2~1.8mに達するが良好な整形のものではない。平場の南側寄りの地点には、平面形が円形を呈し、直

径約6.8×8.0m、深さ約0.5~1mを測る凹地が認められ、井戸跡と判断される。平場への入口は東側に認められ、Ⅲ区と分割する堀切および、平場の下端部に塗かれる空堀の双方から連絡する。平場の下端部には空堀が認められる。

V区 遺跡全城の中では東南端に当る。この地区は既に削平され大部分が失なわれている。東西100m以上、南北約90mと広大な面積を有すが、平場あるいは平地といえる部分は見あたらぬ。南北に延びる堀切、二ないし三つの段、L字形を呈す土壁および空堀から成る。  
註1

註1 筆者はV区が削平される以前の昭和49年に当地の現地調査を試みたことがあるが、現在は前述した通り形状が失なわれるのでこれ以上の説明はひかえたい。この地区的説明については、小井川和夫「長命館」『日本城郭大系3 山形・宮城・福島』に詳細に述べられているので参考にしていただきたい。

## 2. 発見された遺構と遺物

第1次調査(第3図) Ⅲ区のうち南側平場と北側平場の間を53m<sup>2</sup>発掘した。

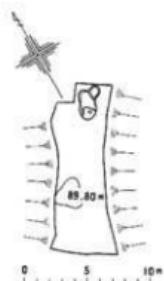
(1) 基本層序 発掘区内の層序は暗褐色(10YR3/3)砂質シルトの表土層1枚であった。厚さは15~20cm程度である。

(2) 発見された遺構(第4図) 発掘区内の地山面から土塙3基が検出された。

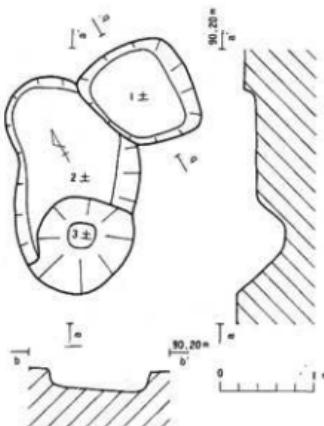
第1土塙 平面形は円形を基調とする。規模は1.0×1.1m、深さは20cm程度である。第2土塙より新しい。

第2土塙 平面形は楕円形を呈す。規模は長軸が明らかでないが、短軸は1.3m、深さは15cm前後である。第1・3土塙に切られている。

第3土塙 平面形は円形である。規模は1.0×1.1m、深さは約50cmである。第2土塙より新しい。



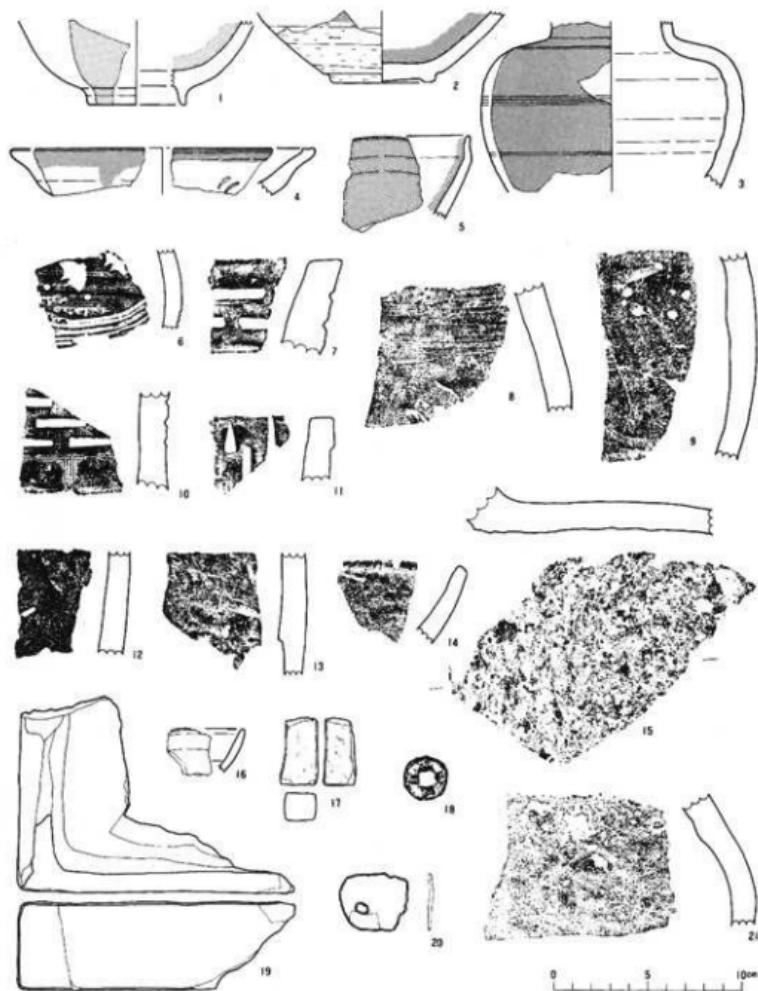
第3図 第1次調査(Ⅲ区)発掘区



第4図 第1次調査(Ⅲ区)遺構平面図・断面図

(3) 発見された遺物(第5図) 発掘区から施釉陶器・無釉陶器・瓦器・火鉢等が出土し、平場および斜面から無釉陶器・土師質土器・銭・鉄製品・砥石等を採集した。

施釉陶器(1~5) 青磁・灰釉陶器・天目茶碗がある。



第5図 第1次調査(III区)出土遺物

団体	出土地点	層位	種類	器形	部位	産地	時期	色調			備考
								外	内	釉	
1	田 区 I 番	青 磁	碗	脚	体部-底部	中国産	縦灰(7.5G Y6.1)	縦灰(7.5G Y6.1)	灰白(7.5G Y8.1)		
2	田 区 I 番	灰褐色陶器	碗	脚	体部-底部	美 戸	15C 灰色(10Y R8.1)	灰色(5G Y8.1)	灰色(5Y R8.1)	体部下端-底部に回転ヘラケズリ、肩部には捺付痕	
3	田 区 I 番	灰褐色陶器	瓶	子	體部-体部	美 戸	15C 明褐色(7.5G Y7.1)	灰色(10Y R7.1)	明褐色(5Y R7.1)		
4	田 区 I 番	灰褐色陶器	おろし皿	口縁部	底	美 戸	15C 灰色(5G Y8.1)	灰色(5G Y8.1)	灰色(5Y R7.1)		
5	田 区 I 番	天目茶碗	碗	口縁部			黒(5Y2.1)	黒(5Y2.1)	黒(2.5Y7.1)	口唇部灰褐色	
6	田 区 I 番	瓦 茶	碗	脚			オリーブ黒(7.5Y2.2)	オリーブ黒(1.5Y2.2)	灰黒(1.5Y R6.2)	外面上に千鳥文、足文が存	
7	田 区 I 番	火 鉢		口縁部			オリーブ黒(10Y3.1)	オリーブ黒(10Y3.1)	灰黒(10Y R6.2)		
8	田 区 I 番	無釉陶器	瓶	体 部			灰(10Y R5.4)	灰(10R4.4)	赤(10R5.4)	外腹ハケメ	
9	田 区 I 番	無釉陶器	瓶	体 部			灰(オリーブ(5.5Y6.2)	暗赤(5.5Y2.2)	暗灰(10Y R4.1)		
10	田 区 I 番	火 鉢		体 部			オリーブ黒(10Y3.1)	オリーブ黒(10Y3.1)	灰黒(10Y R6.2)		
11	田 区 I 番	火 鉢		口縁部			オリーブ黒(10Y3.1)	オリーブ黒(10Y3.1)	灰黒(10Y R6.2)		
12	田 区 X 番	無釉陶器	瓶	体 部			灰(7.5Y R5.2)	灰(7.5Y R6.3)	灰(7.5Y R6.4)		
13	田 区 X 番	無釉陶器	瓶	体 部			灰(7.5Y4.1)	灰(7.5Y5.1)	灰(7.5Y5.1)	外腹ハラケズリ	
14	田 区 X 番	無釉陶器	瓶	口縁部			灰(10Y R6.4)	灰(10Y R7.4)	灰(10Y R7.4)		
15	田 区 X 番	無釉陶器	瓶	底	底		灰(10Y R5.4)	灰(2.5Y R6.2)	赤灰(2.5Y R4.1)		
16	田 区 X 番	土師質土器	灯明 盆				黒(2.5Y R6.8)	黒(5Y R7.6)	黒(5Y R7.6)		
17	田 区 X 番	磁 石									
18	田 区 X 番	鐵									
19	田 区 X 番	瓦 茶	碗	体部-底部			オリーブ黒(10Y3.1)	オリーブ(10Y3.1)	灰黒(10Y R6.2)		
20	田 区 X 番	鐵製品									
21	田 区 X 番	無釉陶器	瓶	体 部			灰(10Y R4.2)	黒(10Y R5.6)	黒(10Y R4.1)	外腹に漆付痕	

青磁 1は、高台付の碗である。底部下端から丸味を帯びて立ち上る。釉は内外全面に施されているが、貫入のためザラザラしている。

灰釉陶器 2は、口縁部を欠くが碗と思われる。低い削り出しの高台を伴う。体部下端から底部にかけては、あまり顕著ではない回転ヘラケズリの痕跡が認められる。釉は外面の上端、内面の全体に施され、施釉されない部分には黒色の漆が薄く塗られている。更に底部の割れ口には、接合に用いたと思われる黒褐色の漆が付着している。3は、口縁部および底部を欠くが、瓶子と思われる。体部外面および肩部には、浅い沈線が認められ、肩部は丸味を帯びている。釉は外面にのみ施されている。4は、内面におろし目を伴うことからおろし皿である。内面上端には一条の隆線を伴う。釉は内外面ともに口唇部付近に施されている。

天目茶碗 5は、天目茶碗の口縁部破片である。下端から直線的に立ち上った後口縁付近でくびれる。内外面の色調は黒色であるが、口唇部には、灰褐色の釉が施されている。

無釉陶器(8・9・12~15・21) 14は、擂鉢の口縁部破片、他は甕の体部および底部破片である。8の外面には、ハケメ状の痕跡が残り、13の外面にはヘラケズリ痕が認められる。21の外面には黒色の漆が付着している。

瓦器(6・19) 6は、器形の不明なものである。ロクロ形成した後、千鳥文および波文等を押印している。19は器形の不明なものであるが箱形を呈す。高さ4.6cm、深さ3.7cmを計る。

火鉢(7・10・11) いずれも瓦質のものである。7・10は、沈線の施工技法が類似していることから同一個体であろうか。7・11とも口縁部破片で、口唇は平坦である。

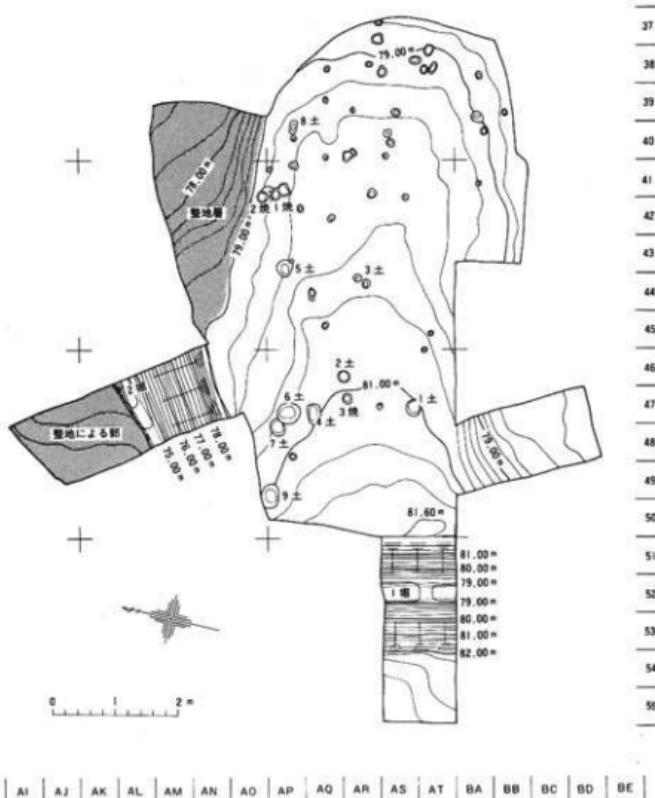
土師質土器(16) 内外面ともロクロ成形されたものである。小型のもので灯明皿であろうか。

銭(18) 鎏化が著しく文字の判読は、不可能である。直径は2.8cmである。

鉄製品(20) 薄い鉄片であり刀子であろうか。

砥石(17) 小型の砥石で砥面は四面から成る。

第II次調査(第6図) I区およびII区の一部を1,097m<sup>2</sup>発掘した。



第6図 第II次調査(I・II区)発掘区・グリッド配置図

- (1) 基本層序 I区の基本層序は平場では暗褐色(10YR3/4)シルトの表土層1枚であるが、北東隅の緩斜面では2枚からなる。II層は、暗褐色(10Y3/3)粘土質シルトで幾分I層よりは黒色味を帯びている。I区のうち北側に位置する郭でも平場同様1枚の表土層のみである。II区に伸ばしたトレチ内では、I層が暗褐色(10YR3/4)シルトでII層は暗褐色(10YR3/3)シルトであった。I層の厚さは、いずれの地点でも10~20cm程度で、II層は10cm前後である。
- (2) 発見された遺構 I区およびII区の発掘区域から、空堀・整地による郭・土塙・焼土遺構・整地層・ピットが検出された。

空堀(第7図) I区およびII区の間、I区平場の北側下端部から検出された。

第1号堀 I区およびII区を分割するもので、全長は約40mに達する。外見でも容易に空堀と識別可能であった。トレチを設定した結果、上端幅が9.4m強、深さはI区から計測すると3m弱、II区からは3.6m程度に達している。断面形は上方に開きぎみの逆台形を呈し、底面はほぼ平坦である。

第2号堀 I区平場の北側下端部に位置するが、表面観察では識別不可能なものであった。整地による郭の積土を掘り込んで形成されたものであるが、表土層までの深土が約60cmと浅い。幅は1.5m前後である。

整地による郭(第7図) I区のうち北側に位置する。ほぼ平坦であるが、緩やかに東側へ傾斜する。図示した通り基盤まで削平した後、0.8~1.6m程度ほぼ水平に整地している。整地層は極めて柔かいものである。f・h層からは、多量の遺物が出土した。

土塙(第8図) I区の平場から合計9基検出された。

第1土塙 平面形は円形を基調とする。規模は1.1×1.3m、深さは30cmである。断面形は皿状を呈す。

第2土塙 平面形は円形を基調とする。規模は直径0.9m程度、断面形は皿状であるが、壁の立ち上りは急角度である。

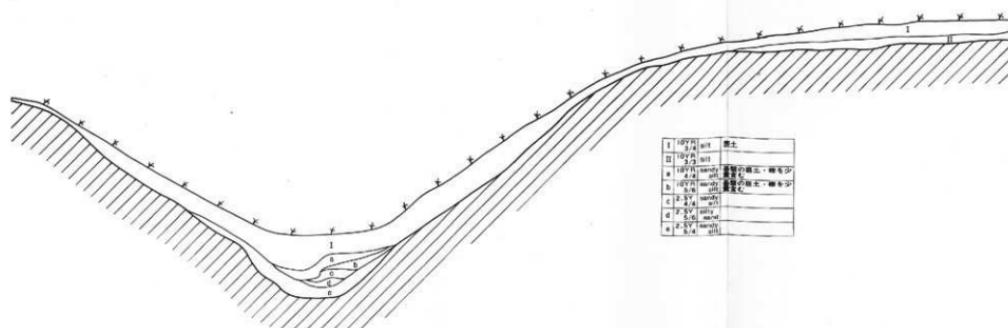
第3土塙 平面形は円形である。規模は直径0.6m程度、深さは20cm強である。断面形は半円形である。

第4土塙 平面形は橢円形である。規模は1.0×1.6mを計り、深さは20cm強である。断面形は皿状を呈す。

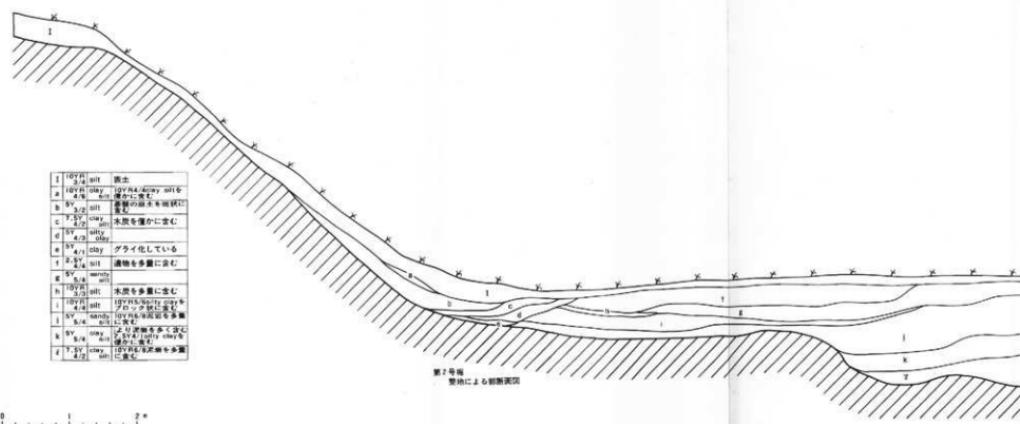
第5土塙 平面形は不整円形である。規模は1.1×1.3m、深さは50~60cmである。断面形は台形を呈す。

第6土塙 平面形は円形を基調とする。規模は1.6×1.9m、深さは80cmに達する。断面形は台形を呈し、壁は急角度で立ち上る。第7土塙より新しい。

第7土塙 平面形は円形を基調とする。規模は1.2×1.4m、深さは20cm前後である。断面形は



第1号掘断面図

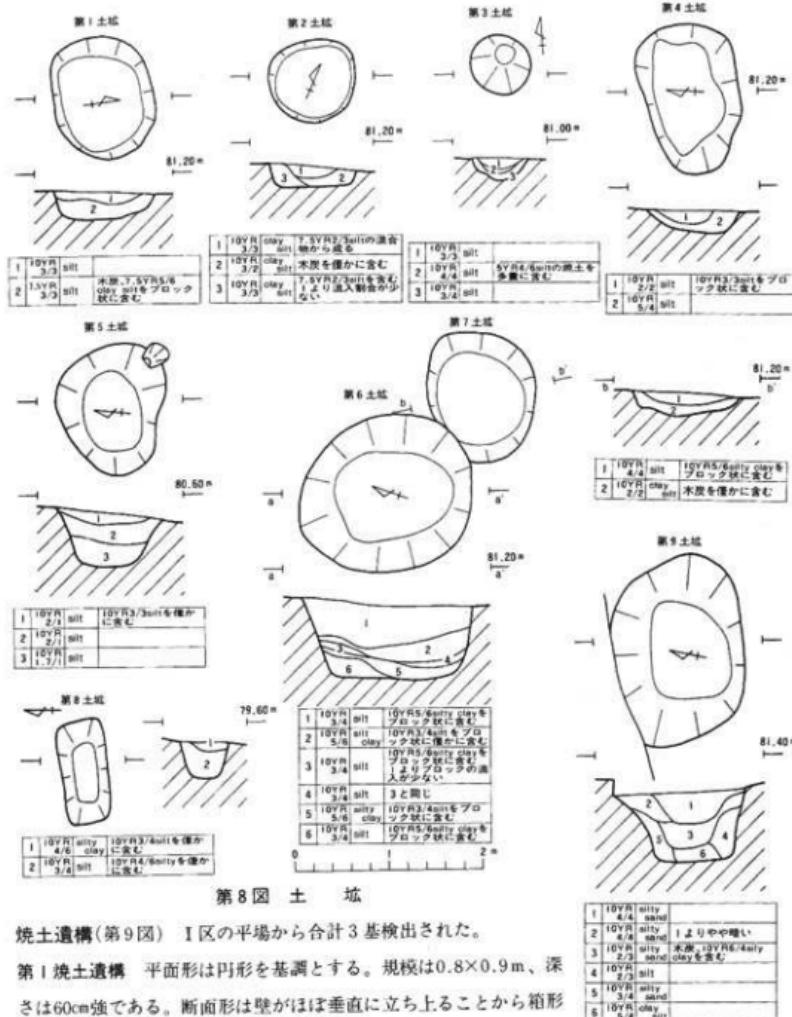
第2号  
變地による断面図

第7図 第1号掘断面図、第2号掘・整地による断面図

皿状を呈す。

第8土塙 平面形は長方形を呈す。規模は $0.5 \times 1.1$ m、深さは40cmである。断面形は台形を呈す。

第9土塙 平面形は方形を基調とする。規模は $1.4 \times 1.9$ m、深さは70cm強である。断面形は台形を呈す。



焼土遺構(第9図) I区の平場から合計3基検出された。

第1焼土遺構 平面形は円形を基調とする。規模は $0.8 \times 0.9$ m、深さは60cm強である。断面形は壁がほぼ垂直に立ち上ることから箱形

である。南北に位置するピットに切られていっている。壁面の一部および底面が加熱のため赤変している。

**第2焼土遺構** 平面形は円形を基調とする。規模は直径0.8m程度、深さは60cm前後である。断面形は箱形である。東側に位置するピットに切られている。前者同様壁面の一部および底面が加熱のため赤変している。

**第3焼土遺構** 平面形は円形である。規模は0.7×0.8m程度、深さは10cm程度である。底面が焼けて赤変している。  
**整地層(第6図参照)** 発掘区の北東部から検出された。試掘調査であったため広がり、深さについては未調査である。

**ピット(第6図参照)** I区の平場では全域から検出された。形状、深さ、堆積上に共通性を欠くものである。

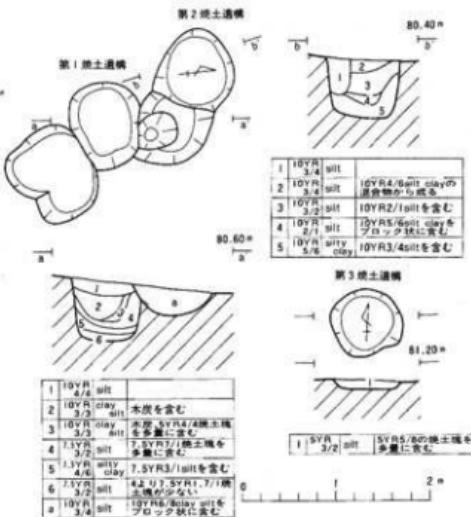
(3) 発見された遺物(第10~20図) 発掘区から施釉陶器・無釉陶器・土師質土器・火鉢・鉄製品・石臼・砥石・瓦・石器等が出土した。

**施釉陶器(第10図)** 青磁・白磁・灰釉陶器・鐵釉陶器・天目茶碗が出土した。

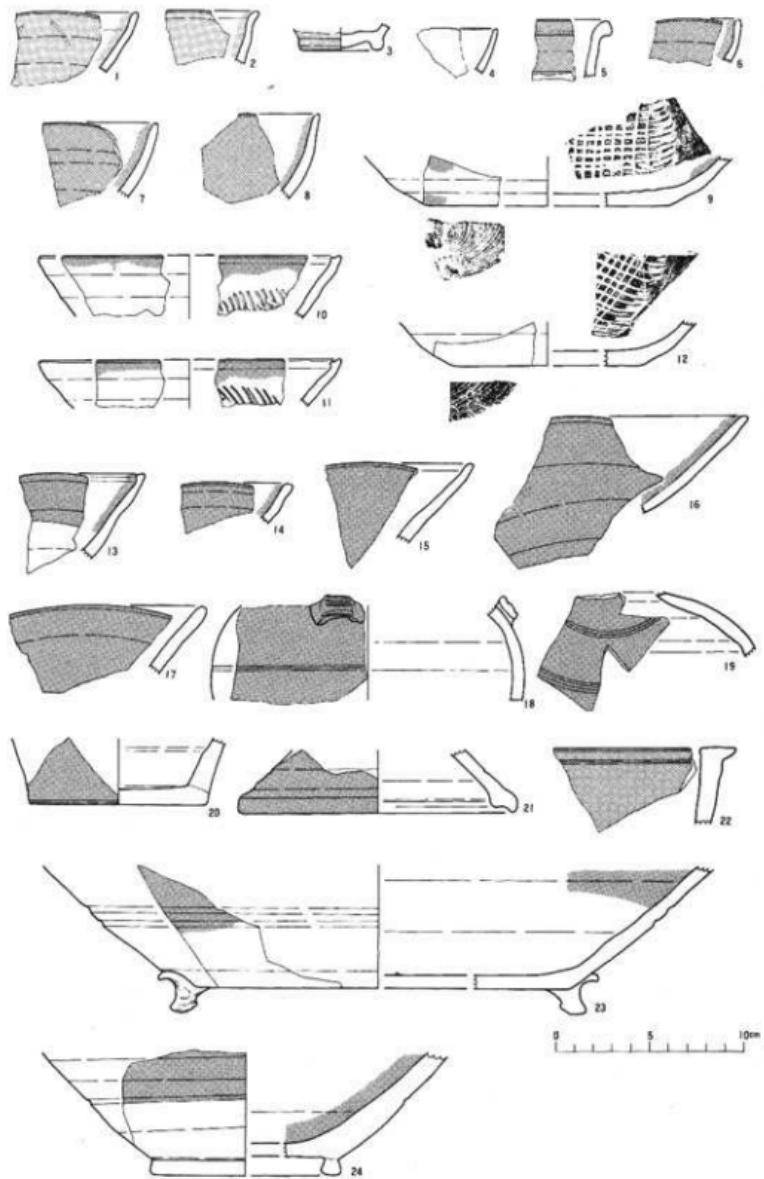
**青磁(1~3)** いずれも完形品ではないが碗と思われる。1は幾分内湾しながら立ち上り、2は口唇部が外反する。3は高台部である。

**白磁** 4は、碗の口縁部破片である。内湾ぎみに立ち上り、口唇部はほぼ平坦である。

**灰釉陶器** 9~12は、おろし目を伴うことからおろし皿である。10~11は口縁部破片、9~12は体部から底部にかけての破片である。10~11は、同一個体と推定され、内面に鋭利な工具によるおろし目を伴い、内面上端に一条の隆線が認められる。釉は内外の口唇部付近に施されている。9~12は、内面の体部下端から底部におろし目を伴う。釉は、9が内外面の一部、12が内面の一部に施されている。底部には、いずれも回転系切り痕が残る。13~17は、いずれも碗の口縁部破片である。18は、四耳壺の肩部破片であり、耳を伴う。外面には、二条の浅い沈線が描かれている。釉は、外面にのみ施されている。19は、瓶子の肩部破片で外面には二~三条の沈線を伴う。釉は外面にのみ施されている。20は、底部破片であるが部位が少く器形は不明



第9図 焼土遺構



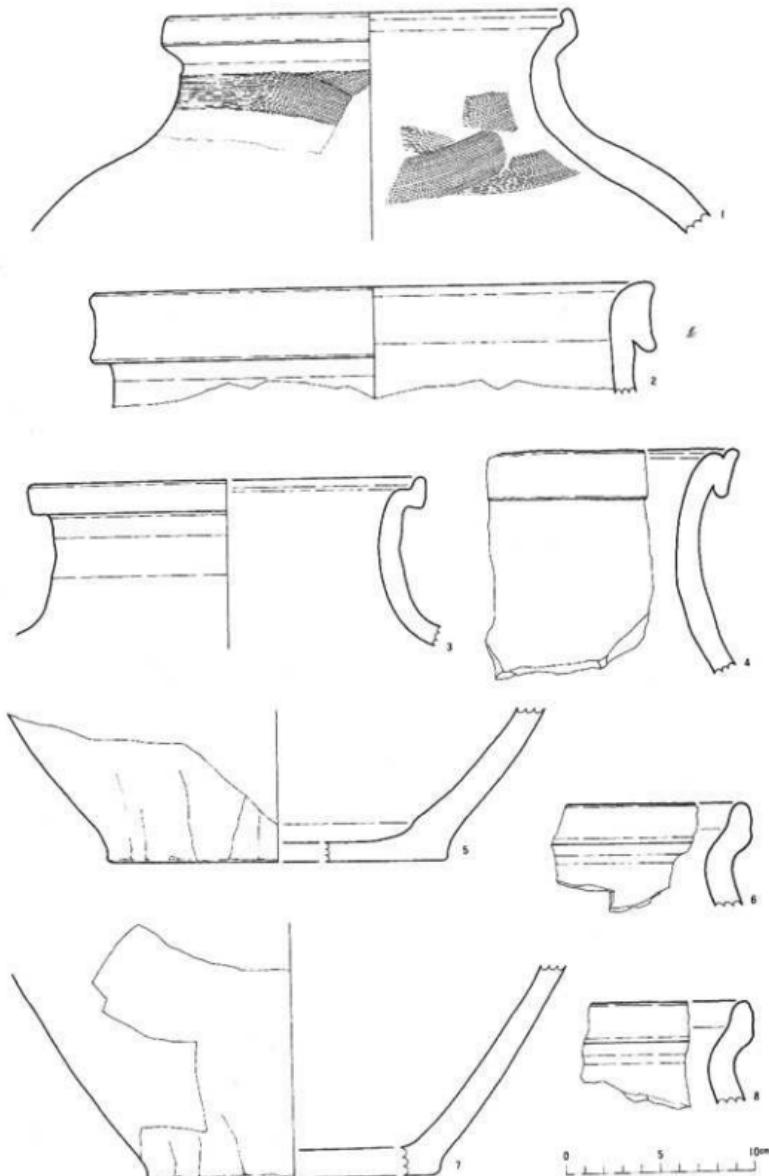
第10図 第II次調査(Ⅰ・Ⅱ区)出土遺物(I) 施釉陶器

図版	出 土 地 点	層位	種 類	器 形	部 位	產 地	時 期	色		備 考
								外 面	内 面	
1	豐地による前	1 層	青 磁	瓶	口 緑 部	中國	明治(10Y6/1)	明治(10Y6/1)	明治(10Y6/1)	
2	AR 41	1 层	青 磁	瓶	口 緑 部	中國	明治(10Y6/1)	明治(10Y6/1)	明治(10Y6/1)	
3	X	×層	青 磁	瓶	口 緑 部	中國	明治(10Y6/1)	オーバーフラクス(2.5G6/1)	明治(10Y6/1)	
4	X	×層	白 磁	瓶	口 緑 部	中國	明治(7.5Y6/1)	明治(7.5Y6/1)	明治(7.5Y7/2)	
5	AN-44	1 层	灰陶器	壺?	口 緑 部	東 戸	明治(10Y1.1/1)	明治(10Y4/4)	明治(10Y4/4)	
6	2 号壙	b 層	天目茶碗	碗	口 緑 部	中國(7)	明治(5Y2/1)	明治(5Y2/1)	明治(5Y2/1)	口部灰黑色
7	X	×層	天目茶碗	碗	口 緑 部	中國	明治(2.5Y2/1)	明治(2.5Y2/1)	明治(2.5Y2/1)	
8	AL-41	1 层	天目茶碗	碗	口 緑 部	東 戸	明治(2.5Y2/1)	明治(2.5Y2/1)	明治(2.5Y2/1)	口部に小い黒褐色
9	豊地による前	1 层	灰陶器	おろし皿	体部—底盤	東 戸	明治(5Y1/1)	明治(5Y1/1)	明治(5Y1/1)	底盤凹切り
10	AN-39	1 层	灰陶器	おろし皿	口 緑 部	東 戸	明治(5Y1/1)	明治(5Y1/1)	明治(5Y1/1)	底盤凹切り
11	I 塚		灰陶器	おろし皿	口 緑 部	東 戸	明治(2.5Y1.6/1)	明治(2.5Y1.6/1)	明治(2.5Y1.6/1)	
12	I号壙	A 層	灰陶器	おろし皿	体部—底盤	東 戸	明治(5Y1/1)	明治(5Y1/1)	明治(5Y1/1)	底盤凹切り
13	I号壙		灰陶器	瓶	口 緑 部	東 戸	明治(2.5Y1.6/3)	明治(2.5Y1.6/3)	明治(2.5Y1.6/3)	
14	X	×層	灰陶器	瓶	口 緑 部	東 戸	明治(2.5Y1.6/3)	明治(2.5Y1.6/3)	明治(2.5Y1.6/3)	
15	X	×層	灰陶器	瓶	口 緑 部	東 戸	明治(2.5Y1.6/3)	明治(2.5Y1.6/2)	明治(2.5Y1.6/2)	
16	X	×層	灰陶器	瓶	口 緑 部	東 戸	明治(2.5Y1.6/3)	明治(2.5Y1.6/2)	明治(2.5Y1.6/2)	
17	AR-40	×層	灰陶器	瓶	口 緑 部	東 戸	明オーバー(3Y6/2)	明オーバー(3Y6/2)	明オーバー(3Y6/2)	
18	X	×層	灰陶器	青 瓶	口 緑 部	東 戸	明治(10Y1/2)	明(10Y1/2)	明(10Y1/2)	
19	AM-39	1 层	灰陶器	壺	口 緑 部	東 戸	明オーバー(10Y1/2)	明(10Y1/2)	明(10Y1/2)	
20	X	×層	灰陶器	壺	口 緑 部	東 戸	明オーバー(10Y1/2)	明オーバー(10Y1/2)	明オーバー(10Y1/2)	
21	AO-40	1 层	灰陶器	瓶子・花瓶	底	東 戸	オーバーフラクス(7.5Y6/3)	明(7.5Y6/2)	明(7.5Y6/2)	
22	X	×層	灰陶器	口 緑 部	東 戸	明	オーバーフラクス(2.5Y1.4/4)	明(10Y4/4)	明(10Y4/4)	
23	豊地による前	1 层	灰陶器	四 足 罐	底	東 戸	明治(5Y1/2)	明(5Y1/2)	明(5Y1/2)	割れ口に漆付箋
24	AN-40	豊地	灰陶器	瓶	体部—底盤	東 戸	オーバーフラクス(10Y6/2)	オーバーフラクス(10Y6/2)	オーバーフラクス(10Y6/2)	底盤に漆付箋 底盤凹切り

である。21は、瓶子あるいは花瓶の底部破片である。20・21とも外面にのみ施釉されている。23は、四足盤と思われる。釉は、内外面の体部上端のみ認められる。割れ口の一部にぶい赤褐色の漆が付着している。24は、高台付の碗である。底部にはかすかに回転糸切り痕を残し、高台部には黒色の漆が付着している。釉は、外面では体部上端、内面では全体に施されている。鉄釉陶器 5は、壺形の器形と思われる。口唇部は著しく外反する。内外面に施釉されている。22は、器形の判らないものである。口唇部は平坦であり、外面が著しく張り出している。

天目茶碗 6～8は、天目茶碗の口縁部破片である。いずれも内湾ぎみに立ち上るが、8は口唇部で幾分外反する。色調は、体部がいずれも黒色を呈すが、6は口唇部が灰黄色、8がにぶい黄褐色を呈す。

無釉陶器(第11～13図) 無釉陶器には、口縁部破片・体部破片・底部を作り破片があり、出土遺物中最も量が多い。第11図は大型の壺である。口縁部から肩部が残り、肩部は丸味を帯び、頸部がほぼ直立し口縁部に達する。口唇部外面は、外側へくの字状に張り出し、内面の口唇部付近には一条の太い沈線が描かれている。内外面ともロクロ調整された後に、外面にはハケメ、内面にはナデが施されている。第11図2は甕の口縁部破片であり、折り返してぶ厚い口縁部が形成されている。内外両面にロクロ調整痕を有す。第11図3は、壺の破片で僅かに外側へ張り出す肩部を有し、外反ぎみの頸部からL字状の口唇部に達する。外面には丁寧なロクロ調整痕を残すが、内面は明瞭ではない。第11図4は、外反ぎみの頸部から口唇部に達し、口唇部はN



第II圖 第II次調査(I・II区)出土遺物(2) 無釉陶器

図版	出 土 地 点	層位	種 種	器 形	部 位	基 地	時 期	色			備 考	
								外 面	内 面	胎 土		
1	豊島による跡 丁寧	無釉陶器	壺	口縁部・肩部	内底面	13-14C	褐色(7.5R3/3)	灰赤(7.5R4/2)	黒茶(2.5Y6/1)	外側ハケメ・内面ナゲ		
2	豊島による跡 丁寧	無釉陶器	壺	口縁部	室	14-15C	褐色(7.5Y3/3)	褐(7.5Y4/3)	褐(10Y8E/1)			
3	1塊	無釉陶器	壺	口縁部	内底面	13-14C	灰(2.5Y8A/1)	灰(2.5Y8A/4)	褐(7.5Y8A/1)			
4	A T-55	1層	無釉陶器	壺	口 縁 部	常 潤	14-15C	オーラー(2.5Y6/4)	灰(2.5Y8A/1)	黒茶(2.5Y6/1)		
5	豊島による跡 丁寧	無釉陶器	壺	口 縁 部	内底面	14-15C	灰(2.5Y8A/2)	灰(2.5Y8A/1)	灰(10Y8E/1)	体部下端へラケズリ		
6	豊島による跡 丁寧	無釉陶器	壺	口 縁 部	内底面	13-14C	灰(2.5Y8A/2)	灰(2.5Y8A/2)	褐(10Y8A/1)			
7	豊島による跡 丁寧	無釉陶器	壺	口 縁 部	内底面	13-14C	灰(2.5Y8A/2)	褐(2.5Y8A/1)	灰(10Y8A/1)	体部下端へラケズリ		
8	A N-39	1層	無釉陶器	壺	口 縁 部	内底面	13-14C	灰(2.5Y8A/2)	灰(2.5Y8A/2)	褐(10Y8A/1)		

字状に折り返されている。第11図6・8は、同一個体と思われ口唇部は鈍角的なく字状を呈す。内外面とも丁寧にロクロ調整されている。

第11図5・7、第12図1は、底部を伴う破片である。第11図5・7の体部下端には、大きな単位で器面をケズリ取った痕跡を有し、第12図1の底部外面にはヘラケズリ痕が残る。

第12図2以降は、体部破片である。これらのうち、第12図2は、外面に矢羽状の押印が施されている。内面には顕著な輪積み痕を残す。第12図3～5は、内外面の色調・胎土・厚さが類似しており同一個体と思われる。外面には、横位および斜位にナデられ、粗雑なヘラケズリ痕が認められる。内外面の色調は、灰色味を帯び、後述するものより柔かい焼き上りである。第12図6～第13図5までのものは、内外面の色調が赤色系のものである。第13図1・2は、外面が光沢を帯び、第13図5の外面は、自然釉のためザラザラしている。これらの外面には、いずれも粗雑なヘラケズリが施され、第13図1・3には、ケズリ痕以前のハケメ状の痕跡も認められる。第12図6・7、第13図3の内面には、ナデ調整の痕跡が認められる。第12図6の外面には、黒色の漆が付着している。第13図6・7は、内外面の色調が赤色系であるが、第12図6～第13図5までのものより明るいものである。この二者は、内外面の色調・厚さが共通し同一個体であろう。外面にはヘラケズリ、内面はナデ調整されている。

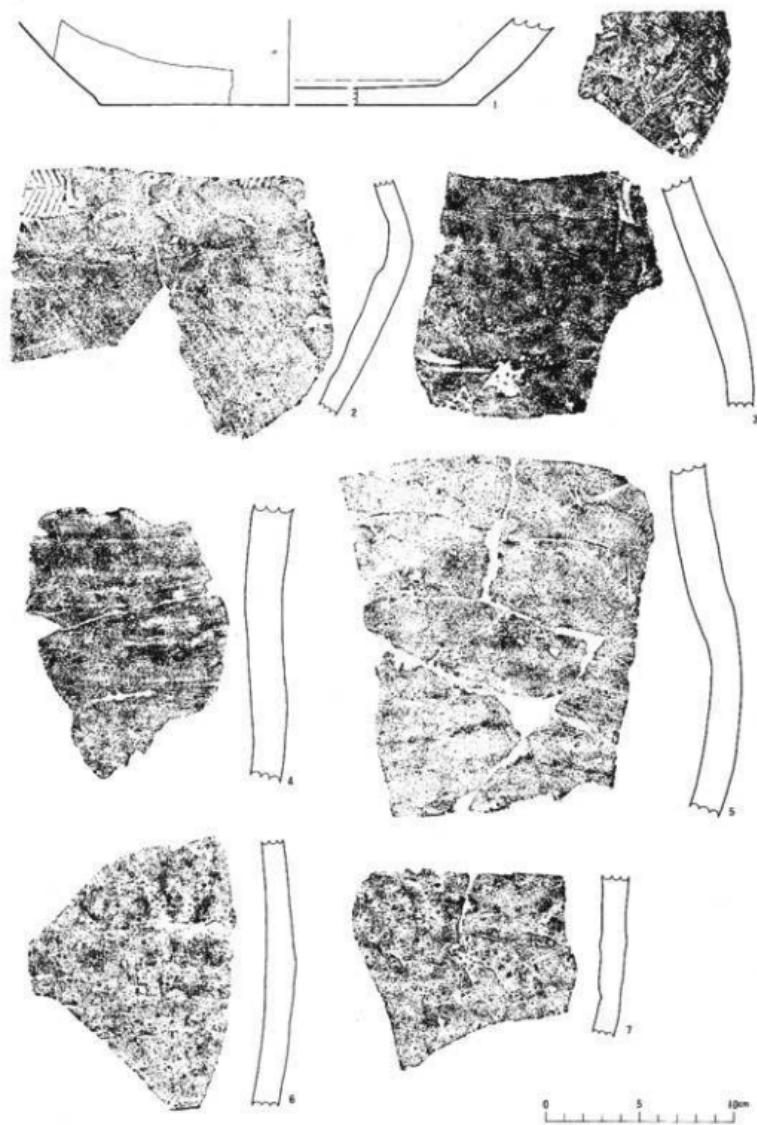
土師質土器(第14図) いずれもロクロ成形されたもので、3の底部には回転糸切り痕が残る。すべて灯明皿と思われる。

火鉢(第15図) 口縁部・体部・脚部破片が出土した。口縁部破片には、上端が内湾するもの(1・3・4)と直立するもの(2・5・6・7)がある。1は最も大型のものである。2には雷文および菊花文が押印され、3～6には雷文の他に一～二条の隆線を伴う。7は、体部破片で一条の隆線を伴う。8・9は脚部の同一個体と推定され、装飾が施され、下端には一条の隆線を作り。いずれも瓦質のものである。

鉄製品(第16図) 釘が7点出土した。いずれも錆化が著しく完形品は出土しなかった。

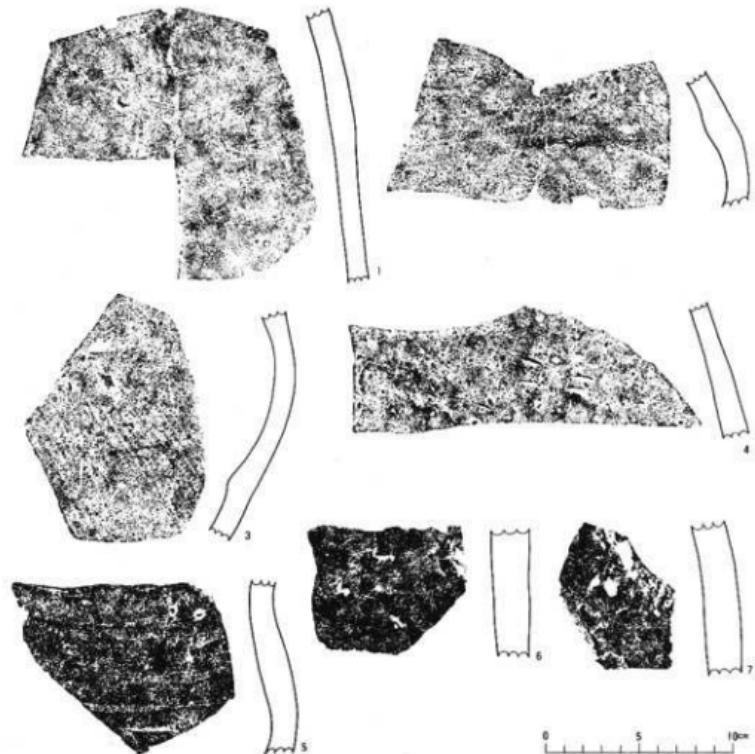
石臼(第17図) 4点出土した。1・2は同一個体と思われ大型のものである。いずれも上端が平坦である。

砥石(第18図) 8点出土した。1は、最も大型のもので砥石は4面から成る。2～8は、欠損



第12図 第2次調査(I・II区)出土遺物(3) 無釉陶器

団体	出土地点	層位	種類	器形	部位	産地	時期	調査			備考
								外 国	内 国	粘 土	
1	豊地による部	1層	無釉陶器	壺	底部		昭和(5YR4/2)	褐色(IV R6/2)	褐色(IV R6/2)	表面ヘラケズリ	
2	豊地による部 A D 46	1層	無釉陶器	壺	底部	高瀬	灰白(IV R7/1)	黒褐(2.5Y6/2)	黄褐(2.5Y6/2)	外面上次羽状の押印	
3	2号窯		無釉陶器	壺	底部		黒褐(2.5Y6/1)	淡灰(IV 1)	灰(IV 1)	外面上ナデ・ヘラケズリ	
4	2号窯		無釉陶器	壺	底部		灰(IV 5Y5/1)	灰(IV 5Y4/1)	灰(IV 5Y5/1)	外面上ナデ・ヘラケズリ	
5	A.O.42	1層	無釉陶器	壺	底部		灰(IV Y5/1)	灰(IV Y5/1)	灰(IV Y5/1)	外面上ナデ・ヘラケズリ	
6	A.P.-49	1層	無釉陶器	壺	底部		にい・青褐(5YR5/2)	褐色(5YR5/2)	褐色(IV Y6/2)	外面上ヘラケズリ・内面上ナデ	外面上漆付有
7	豊地による部	1層	無釉陶器	壺	底部		青白(2.5YR5/2)	褐色(IV Y6/2)	灰白(IV R7/1)	外面上ヘラケズリ・内面上ナデ	

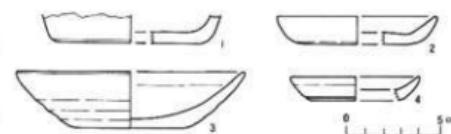


第13図 第II次調査(I・II区)出土遺物(4) 無釉陶器

団体	出土地点	層位	種類	器形	部位	産地	時期	調査			備考
								外 国	内 国	粘 土	
1	2号窯 豊地による部	1層	無釉陶器	壺	底部		にい・青(7.5R4/4)	褐色(IV R4/1)	褐色(IV R5/1)	外面上ヘラケズリ・ハケメ状の痕跡	
2	2号窯 豊地による部	1層	無釉陶器	壺	底部		にい・青(5YR5/2)	褐色(IV R5/1)	褐色(IV R5/1)	外面上ヘラケズリ	
3	2号窯		無釉陶器	壺	底部		にい・青(7.5R4/4)	赤褐(2.5Y R4/1)	赤褐(2.5Y R4/1)	外面上ナデ・内面上ナデ ハケメ状の痕跡	
4	豊地による部	1層	無釉陶器	壺	底部		灰(IV R5/2)	灰(IV R7/2)	灰白(IV R7/1)	外面上ヘラケズリ	
5	豊地による部	1層	無釉陶器	壺	底部		オーバーポイ(IV 6/1)	にい・青(IV 1.5R4/4)	灰白(IV R7/1)	外面上ヘラケズリ	
6	A.O.42	1層	無釉陶器	壺	底部		にい・青(5YR5/4)	にい・青(5YR5/4)	褐色(IV R5/1)	外面上ナデ・内面上ナデ	
7	豊地による部	1層	無釉陶器	壺	底部		にい・青(5YR5/4)	にい・青(5YR5/4)	褐色(IV R5/1)	外面上ヘラケズリ・内面上ナデ	

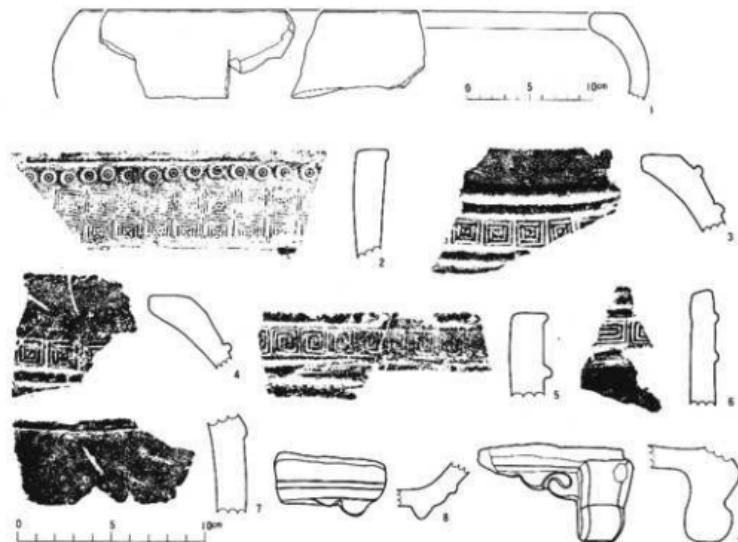
品である。いずれにも擦痕が認められる。  
瓦(第19図) 平瓦が1点出土した。外面には織目、内面には布目が認められる。

石器(第20図) 1~4は石核である。5は背面の一側邊に粗い剥離痕を残し、6は背面の一側邊に粗い剥離痕を残している。



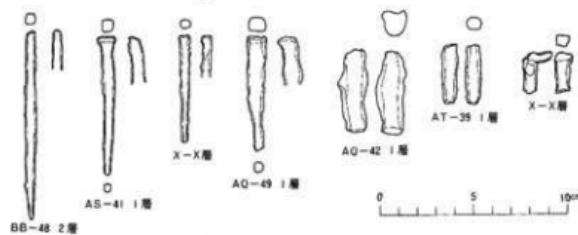
第14図 第II次調査(I・II区)出土遺物(5)土師質土器

回収	出土地點	著位	種類	性別	層位	色		
						外面	内面	胎土
1	X	x番	土師質土器	印押型	体部-底部	褐色(10YR 4/1)	にじい黒褐色(10YR 5/3)	にじい黒褐色(10YR 5/3)
2	AN-40	壁地盤	土師質土器	印押型	底部-一部	にじい黒褐色(10YR 7/3)	にじい黒褐色(10YR 7/3)	にじい黒褐色(10YR 7/3)
3	2号窯	c番	土師質土器	印押型	子母口	にじい褐色(5YR 6/4)	にじい褐色(5YR 7/3)	にじい褐色(5YR 7/3)
4	AO-43	x番	土師質土器	印押型	口縁部-側部	にじい黒褐色(10YR 7/2)	にじい黒褐色(10YR 7/2)	にじい黒褐色(10YR 7/2)

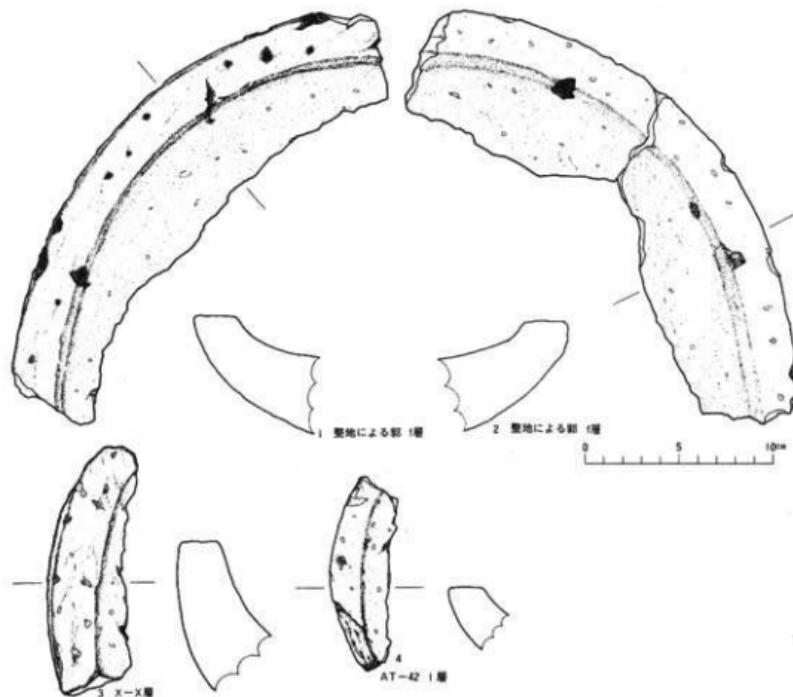


第15図 第II次調査(I・II区)出土遺物(6) 火鉢

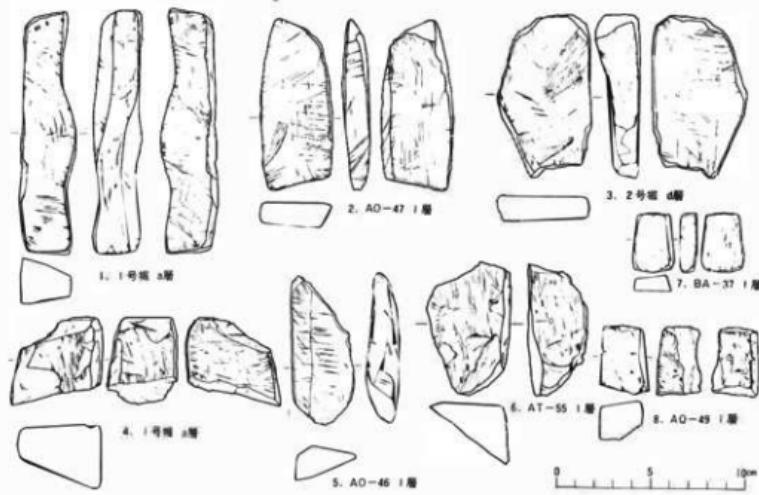
回収	出土地點	著位	種類	層位	色		
					外面	内面	胎土
1	AN-40	壁地盤	火鉢	口縁部	灰(5Y5/1)	灰黑色(2.5Y6/2)	灰黑色(2.5Y6/1)
2	1号		火鉢	口縁部	灰(10Y5/1)	灰(10Y5/1)	灰(10Y5/1)
3	1号		火鉢	口縁部	灰(5Y5/1)	灰(5Y5/1)	灰(5Y5/1)
4	X	x番	火鉢	口縁部	灰褐色(10YR 5/2)	灰褐色(10YR 5/2)	灰褐色(10YR 5/2)
5	AL-41	1番	火鉢	口縁部	灰(5Y5/1)	灰(5Y5/1)	灰(5Y5/1)
6	AM-40	1番	火鉢	底部	灰(10Y4/1)	灰(10Y4/1)	灰(10Y4/1)
7	2号窯		火鉢	体	青(2.5YR 7/6)	明青色(5YR 7/1)	明青色(5YR 8/1)
8	AO-41	1番	火鉢	底	灰(10Y5/1)	灰(10Y5/1)	灰(10Y5/1)
9	AN-44	1番	火鉢	底	灰(10Y5/1)	灰(10Y5/1)	灰(10Y5/2)



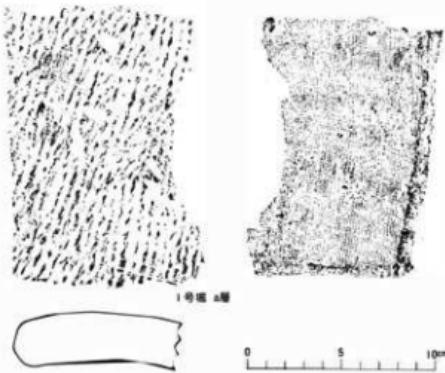
第16図 第II次調査(I・II区)出土遺物(7) 鉄製品



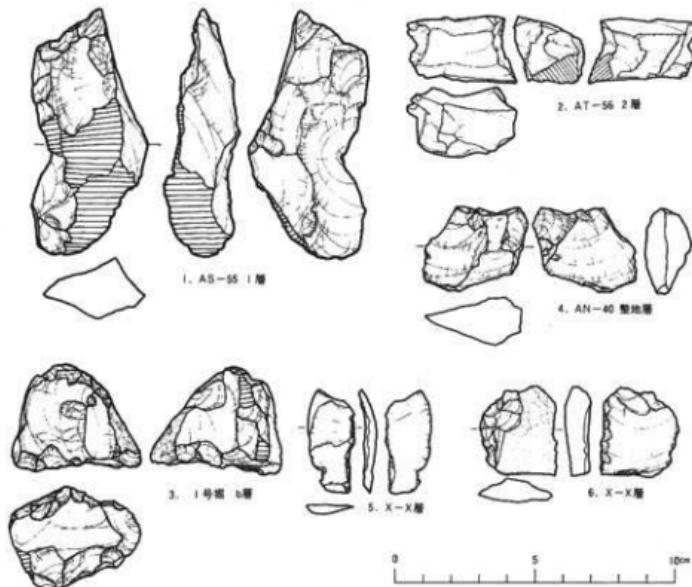
第17図 第II次調査(I・II区)出土遺物(8) 石臼



第18図 第II次調査(I・II区)出土遺物(9) 砥石



第19図 第II次調査(I・II区)出土遺物(10) 瓦



第20図 第II次調査(I・II区)出土遺物(II)石器

#### IV. 考 察

##### 1. 文献からみた長命館と長命氏

(1) 長命館に関する文献資料 長命館に関する文献資料は、近世以降現在に至るまで数多く発表されてきた。長命館が近世資料およびそれ以降の研究者に注目された理由は、「仙台領古城書立之覚」・「奥羽観蹟聞老志」に記載される通り、「吾妻鏡」文治五年八月十四日条にみえる「国府中山上物見岡」の擬定地、あるいは、「国府中山上物見岡」跡として水々として伝えられてきたことに外ならない。「国府中山上物見岡」と考えられた理由は、第1に、長命館の近隣（現在の仙台市中山・泉市南中山・泉市上谷刈南方）が藩政期において「中山御林」と呼称され、中山なる地名を国府中山に符合させたこと、第2に、長命館が七北田川流域を眺望する要害の地であり、まさに物見にふさわしい岡であること等であろう。

従って、本項では近世以降の資料を可能な限り収録し、理解のされ方を整理してみたい。

仙台領古城書立之覚(1677) 宮城県史版

註2  
長命城 此城主開基一切相知不申候但東鑑ニ御座候国府物見岡城之由申伝候此城中山林之内御座候此城ノ北ニ当リ申候テイ星沢原ト申所右大将頼朝公御陣之由ニテ扇地紙形成二十間四方程

二築立申所賴朝公御陣所実正ニ御座候物見岡城ニて可有之哉決定相知不申候

仙台領古城書上(1673~1680年) 仙台叢書版

註3

長命城 土手形有。東鑑云。国分中山・物見岡城ト伝。北方イヤ沢原ト云所。賴朝卿陣場ト伝。  
層地紙形十間四方築立有。

奥羽観蹟聞老志(1719年) 佐久間洞巖

長命山城 在上谷刈村郷人日長命山東史所。謂國府中山物見岡者是也。東史日文治五年己酉八月十四日泰衡在國府中山物見岡令小山朝政宗政朝光下河辺行平闇。之泰衡先亡。擊残党而獲。四十余級。首築前坊良心者有戰功。館北日伊谷沢原。賴朝陣所也。

封内名蹟志(1741年) 佐藤信要

長命山の城 (前略) 郷人長命山といふ。東史に所。謂國府中山物見の岡と伝是也。(後略)

風土記御用書出(1774年)

長命館 右ハ綿戸太郎国秀仮城之由ニ御座候處右年号相知不申候一説東鑑ニ中山物見岡之城とし申来候館より北ニ當て国分実沢村いや沢と申所ニ賴朝公御陣場之跡有之申候事

封内風土記(1780年) 田辺希文

古昌一。号長命館。伝云綿戸太郎国秀若也。

仙台名所聞書(製作年代不明 1695年頃といわれる) 著者不明

一物見の岡と東鑑に有は、杉山の台を伝となり。

一深沢の城長命館。是は中山の北はずれ。(後略)

残月台本荒菴(製作年代不明 1772~1780年頃といわれる) 著者不明

一物見岡 提出離れ。七北田海道の東北の方。杉山台に押廻し大なる岡有是を物見の岡と言ふ。

(中略)案するに。物見岡と言ふは今言ふ杉山台なるべし。(後略)

一深沢城 長命館とも言ふ。(中略)小城なれど能き要害の地也。(後略)

仙台鹿の子(製作年代不明) 著者不明

一物見ヶ岡は仙台より七北田へ行く提出はなれの街道よりは東にて右の方の山杉山の台へ押回したる大岡なり。

一長命ヶ館は中山の道を野村街道といふ其道を仙台より行けば中山の北はつれ右の方にある樟木山より南へ当るなり。(後略)

大日本地名辞書(1900年) 吉田東悟

(前略)此地の長命館跡を以て「國府中山・物見岡」と云えるも、國府より黒川郡玉造郷への往来にあたらねば、信け難し。中山物見岡とは、恐らくは、利府の西北嶺ならん。(後略)

陸奥国古駅路考 歴史地理第3卷第6号(1901年) 大槻文彦

(前略)國府中山上物見岡は、今の宮城郡の上谷刈村に、中山とて、大なる山林あり、林中に、長

命城とて、城址あり、東海の遠眺好き所なり、是れ物見岡なりと伝ふ。(後略)

宮城郡誌(1928年) 宮城郡教育会編

長命館址 上谷刈区の南方にあり。伝に錦戸太郎国秀の居る所なり、と。(後略)

伊達諸城の研究(1981年) 沼館愛三

註4

長命館 仙台市北方約5軒で七北田村長命にある平館である。七北田川の右岸で、台地の川に臨んだ処にある。居館主明らかでない。文治五年の頼朝の平泉征伐の時、此の付近に平泉の族類が之に居り、抵抗した模様がある。付近に物見岡という高地がある。(後略)

七北田村誌(1953年) 七北田村誌編纂委員会編

長命館址 上谷刈区の南方丘陵上にある。伝によると錦戸太郎国秀の館にあったところという。

(後略)

史料 仙台領内古城・館第三巻(1973年) 紫桃正隆

長命城(物見岡城) 「古記」にある「東鑑」に國分中山物見岡城と言ふの如く、明らかに物見台、ノロシ台として重要された所であろう。「風土記」は一右は錦戸太郎国秀(国衡)の仮城の由に御座候と、平泉藤原氏の陣所と説く。

日本城郭大系3 山形・宮城・福島(1981年) 小井川和夫

長命館 (前略)館跡の構造からみても、鎌倉初期にまでさかのばることについては考えにくい点がある。(後略)

アピエス第2号(1985年) 泉館山高校生徒会

長命館について (前略)東鑑に書かれていた「國府中山物見岡」については、佐久間洞蔵の「奥羽観蹟聞老誌」以来、上谷刈を長命館とするのが通説で『仙台領古城書立之覚』もこの説に従っています。(中略)ところが、「宮城県地名考」によれば、明治時代に入り、吉田東信、藤原相之助の両氏はこれに疑問を抱き、吉田氏は、利府村西北の峰と想定し、藤原氏は、仙台市の台原付近の岡と、論定しました。その根拠は「國府中山」と特に「國府」の二字をついているため、「多賀國府」の附近でなければならないと、みたためです。私達もこの説の方を納得できるように思われます。(後略)

前述した通り、近世以降の資料を網羅してみると、「長命館」は「國府中山物見岡」と深く結びついて理解されてきたことが判る。しかし、詳細に記載内容を検討すると、理解のされ方はいくつかのグループに大別することが可能である。

第1は、「仙台領古城書立之覚」の理解で、吾妻鏡に記載される「國府物見岡城」として申し伝わっているが明らかでないとする見解である。「國府中山物見岡」を正確に伝えていない。

第2は、「仙台領古城書上」・「奥羽観蹟聞老誌」・「封内名蹟志」・大槻文彦等の見解で、吾妻鏡に記載される物見岡が長命館であるとする、いうなれば肯定説である。「書上」では、國府を

国分としているが、写本の際の誤りあるいは誤植であろうか。『開老志』と『名鑑志』の記載方法は極めて類似しており、後者は前者を参考にしていることが判る。

第3は、『風土記御用書出』の記述を踏襲する見解であり、綿戸太郎国秀の仮城と扱っている。『書出』の見解は、『封内風土記』・『宮城郡誌』・『七北田村誌』に受け継がれ、紫桃正隆も採用している。

第4は、『仙台名所聞書』・『残月台本荒萩』・『仙台鹿の子』・沼館愛三のグループで、長命館と物見岡を別地点とする立場である。『聞書』・『荒萩』・『鹿の子』の三者とも製作年代が明らかでないか、いずれかが原本になっているものと考えられる。

第5は、長命館=「国府中山上物見岡」に疑問を抱く見解である。吉田東信および泉館山高校生徒会は、物見岡は利府説・小井川和夫は、考古学的立場から鎌倉初期までさかのぼることは考えにくいとしている。

それでは吾妻鏡には、どの様に記載されているのであろうか。文治五(1189)年八月十四日の条には、「泰衡在玉造都之由風聞。亦国府中山上物見岡取。陣之由。有其告。綽亘両舌。難賢慮未決。在玉造之儀。猶可。然之間。自多賀国府。經黒河。令赴彼郡給。然而爲尋物見岡。小山兵衛尉朝政。同五郎宗政。同七郎朝光。下河辺庄司行平等仍各馳向件岡。相聞之處。大將軍者。先之逐電。其居所残置幕許。其内相留郎從四五十人難防戦。以朝政。行平等武勇。或梶首。或生虜。皆悉獲之。干時朝政云。吾等者經大道。於先路可參会興。行平伝。玉造都合戦者。可爲繼子興。早追可。參彼所者。行平則掲鞭之間。朝政等相具之云々」と記載され、判り易く解説すれば、「泰衡は玉造都にいるか国府中山上物見岡にいるかわからない。そこで小山朝政・下河辺行平等が物見岡をたずねたが泰衡は既に逐電し部党が4~50人いただけであった。鎌倉方は生どったり梶首した」という内容である。

吾妻鏡には、「書出」にある「綿戸太郎国秀」は見い出せず、綿戸太郎の仮城という説は後世になってつくられたものであることが判る。

註1 安永年間の『風土記御用書出 上谷刈村』の項には「中山御林」として「豎九丁横四丁 但東南国分荒巻西国分実沢両村境」とある。

註2 『宮城県史』によれば、「仙台領古城書立之覚」は、享保13年の写本であるが原本は延宝5年のように思われるが、それが近世資料の冒頭に置いた。

註3 『仙台領古城書上』に類似する資料に『封内古城録』がある。

註4 『伊達諸城の研究』は1981年の出版であるが、著者の沼館氏は1950年に他界しているため『七北田村誌』の前においた。

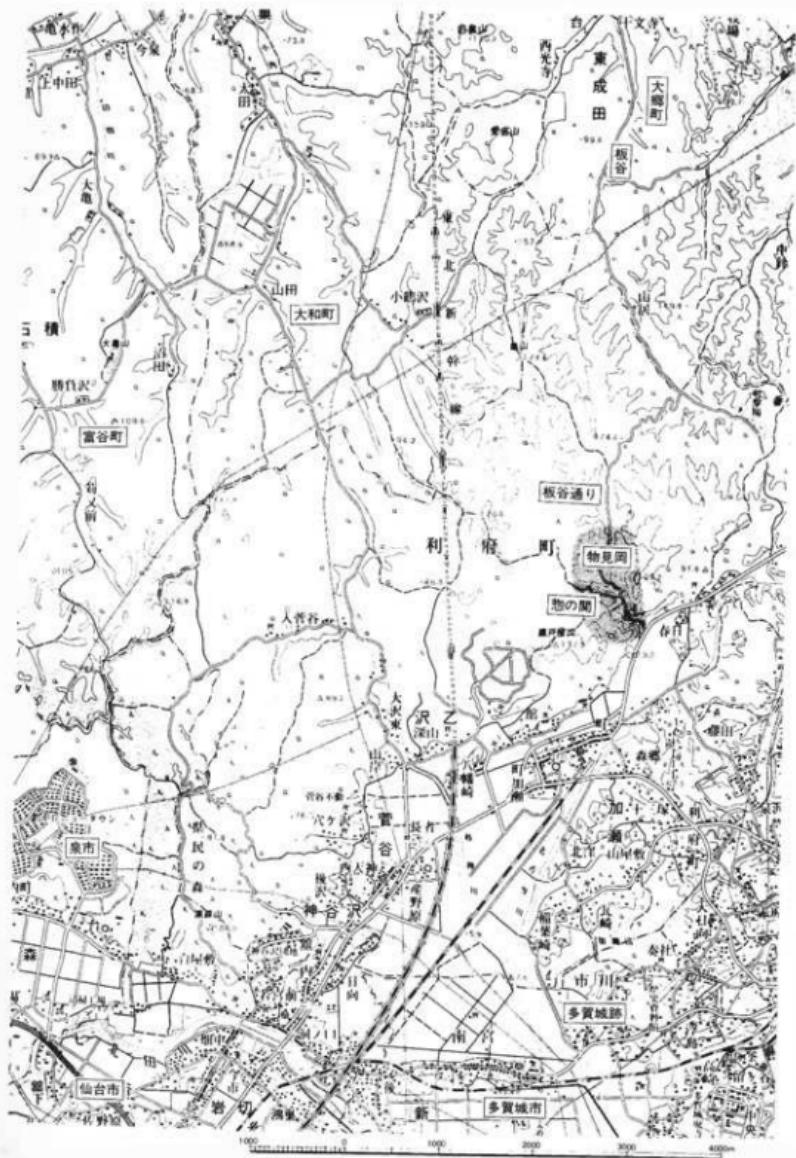
(2) 国府中山上物見岡の擬定地 前項では長命館が吾妻鏡文治五年八月十四日の条に記載される「国府中山上物見岡」と深く結びついて理解されてきたことを説明した。物見岡の擬定地に

について吉田東悟は、「国府より黒川郡の往来にあたらねば信け難し、中山物見岡とは恐らく利府の西北嶺ならん」とし、藤原相之助は、「奥羽の古史考証」の中で「台原段丘の東部に高松山があり、其西南は即ち東照宮の森の玉手崎でその東北の平野は歌枕で知られる尼沢、西方字三源太丘衝へ下るところに一年母沢があり、段丘が西に延び堤町に達したところが一段の高丘となっている。之が吾妻鏡に所謂、国府中山上物見岡で、地方では頼朝の陣地だったと云っている」と主張している。現在までは、物見岡の擬定地は、泉市長命館説・利府町西北の嵐説・仙台市台原付近説の三者がいずれも決定的根拠を欠いたまま鼎立している状態である。

さて、近年になって、東北中世史の重鎮、佐々木慶市教授は、物見岡の擬定地として、吉田東悟説を踏襲する立場から、利府町の北西、現在の富谷町大亀山付近ではないかとの指摘を行った。<sup>註1</sup> その根拠として、大亀山付近が中世において府中山と呼称されていること、大亀山は標高が高く眺望が良くエゾの米穀に備えるためにも良好な地であることを上げている。吉田説を発展させ、また中世から古代にかけての国府の領域を検討する立場から十分に傾聴すべき見解である。問題は、大亀山付近に物見岡として認識すべく遺構が存在するか否かである。現在の時点では、大亀山付近に物見岡と判断できる遺跡は周知されておらず今後の検討材料というべきであろう。

筆者の調査では、「府中山」という地名を留守家旧記の中に見い出すことができた。<sup>註2</sup> 応永年間の記述の中に村岡騒動と呼ばれる事件があり要約すれば、「村岡氏の惣領に村岡文明の子孫の総州があり、一族の宮内少輔が惣領の地位をうかがった。宮内少輔は、総州にお出され大崎をたより加美郡小泉郷を給わり大いに居住した。その弟に兵部少輔なる者がいて、一夜のうちに総州父子五人を討ちとった。やがて被官17人と稻沢に館を築いたので留守許家は360騎をむけて討伐に向かった。兵部少輔は討死の覚悟を決め、昼夜七日間やぐらに昇って奮戦した。やがて大崎氏は宮内少輔救援の兵を上げる。大崎氏は府中山板谷通りに大木切りふさいであることをものともせず惣の闘へ出陣する。許家は大崎氏に恩儀があって陣を引く。こうして宮内少輔は大崎氏支援のもと村岡氏の惣領たる地位を得、弟の兵部は大崎氏の軍奉行になる」という内容である。

この時の大崎氏の出陣経路であるが、「角テ大ききより朝の上様、宮城へ馳給ふ。府中山、いたやとおりヲ、大木をきりふさくといへとも事ともせず、そうの闘へ御出張候間、留守戦おそれたてまつりて陣ヲ引退給ふ」とある様に府中山・いたやとおりを抜け、そうの闘へ出陣するのである。いたやという地名は、現在大郷町東成田に板谷、そうの闘は利府町に惣の闘なる地名が残ることから、いたやとおりは、上に記した通り「板谷通り」、そうの闘は「惣の闘」と読むことが可能である。この様に考えれば府中山は板谷から惣の闘までの間であると推察することが可能である。従って国府中山上物見岡は留守家旧記の記述を元に再検討しなければならない



第21図 国府中山上物見岡の擬定地

のではないか。

註1 佐々木慶市 1985年6月泉市中央公民館主催による成人大学講座での発表。

註2 「留守家臣記」については、「宮城県史30史料集1」310P・「水沢市史2中世」961Pを参照されたい。

註3 佐々木慶市「中世の留守氏」「水沢市史2中世」による。佐々木氏は、応永の中期、15世紀初めの事件と扱っている。

補註 筆者および利府町教育委員会 庄子敦氏は、1986年3月に板谷通り付近の分布調査を実施したが、「国府中山上物見岡」跡を発見することができなかった。今後の調査を期待したい。

(3) 長命館の館主 中世文書の中に、直接長命館の館主を裏づける記述は、現在のところ未発見である。しかし、第2章2・(2)で触れた通り大島正隆氏採集文書および本郷家系図には館主を推定する手掛りが含まれている。

大島正隆氏採集文書には、

今度国分勢小鶴於・戦場-、其方略路を以、国分勇者長命別当備  
ヲ打破候事、無-比類-候。依之宮城之内下馬村三千荘、為-  
代宛行者也。

永正三年四月七日 景宗(在判)

郷古藤三郎殿

国分之勇者長命別当弟広谷熊太郎討死之忠孝之例、無-比類-候。

依之為-加増-、南宮村之内三千荘永代宛行者也。如、件。

天文十八年七月一日 政景

江古和泉殿

とあり永正3(1506)年の戦闘では「国分勇者長命別当」なる地頭が留守領に攻め込んだ結果、郷古藤三郎に備えを打ち破られ、天文13(1543)年には「国分之勇者長命別当弟広谷熊太郎」が江古和泉と争って討死していることが判る。永正・天文年間の両戦闘は、国分氏対留守氏の宿命的対決の一局面であったが、先にも述べた通り戦国期において現在の泉地方が国分三十三ヶ郷と呼称される国分氏の一円知行地に編成されていたことから、長命別当および長命別当弟が留守方との抗争に巻き込まれたことは、歴史の必然的結果であった。長命別当は、留守方から「国分勇者」、広谷熊太郎さえも「国分之勇者長命別当弟」と呼称されていることは、両人が国分方の重要な戦闘要員であったことを裏づけている。

長命別当および広谷熊太郎がどの程度の規模をもつ地頭であったかについては、二つの記述からは明らかでない。しかし、戦国期においては、国分家臣團に編成されながらも「館」を構え半ば独立的な村落地頭に従属する小領主であったと推定される。

地元上谷刈在住の本郷宗雄氏所有の本郷家系図には、

| (前略)

義成 同(吉岡)三郎太郎

| 治承五年ヨリ源義経公ニ仕奥州宮城郡丸太沢長命館民

| 部左エ門養子ト成リ衣川合戦時討死 五十二歳

義政

|

義兼 分家

| 九田沢郷分地此代始而本郷氏ト名乗云々也

兼氏

|

氏成 本郷右エ門尉

| 長命館家老役

(以下略)

(奥書)天正十三年伊達政宗公奥州合戦所々館々落城此時長命館落

城故家老役止而土民ト成リ 右岡四代前焼失ノ所今年相改子

孫伝置者也

右改置者也

奥州宮城郡丸田沢郷

本郷四郎左エ門 (花押)

改之

慶長十九年正月元旦

と、三ヶ所に「長命館」という記述が認められる。本郷家は、多田源氏の流れを組み本郷義兼を祖とする小領主であったが、落制期には出仕せず帰農した家柄である。系図には、義成が「長命館民部左エ門養子」、氏成が「長命館家老役」、天正13(1585)年、伊達政宗により落城と記されているが、慶長19(1614)年に書き改められたことから一定の史料批判が必要である。

第1の「長命館民部左エ門養子ト成リ衣川合戦時討死」という記述については、長命館が平安末から鎌倉初期に遡る確実な文献的あるいは考古学的資料がなく信憑性に欠けるものと判断したい。仮に長命館主がこの時期に館を構えていたとすれば、長命館主は頼朝の直臣団とは異なる古代以来の地侍である。第2の氏成が「長命館家老役」であったとする記述は、鎌倉中期に長命館主が存在したとしても、家老役を果していたとは考えられず系図を書き改めた際に近世的表現方法を借用した結果と思われる。第3の伊達政宗によって落城させられた件については、伊達

家関係の記述には見当らず、国分氏の没落を指すものと解釈することが妥当であろう。

この様に考えれば、本郷家系図は後世の造作が多分に含まれることを前提に使用しなければならないが、地元上谷刈丸田沢付近に中世以来長命館が有在し、本郷家が長命館主と血縁関係を結び、従属する立場にあったことは間違いないであろう。

館主については、中世文書および本郷家系図から、おおよその輪郭が浮き上って来た。中世文書における長命別当の存在、本郷家系図における長命館の存在、この二つを結合すれば長命館の館主が他の村落地頭同様、村落名を名乗っていたものと推定されるのである。事実、「宮城県各村字調書」には、付近に「長命」なる字名が残っているのである。近世史料に長命姓の手懸りを求めれば、4人の存在が明らかになった。寛文8・9(1668~9)年作成の『仙台城下絵図』<sup>註1</sup>に長命七左衛門、正保6・8(1678・80)年の同『絵図』に長命七右衛門が見え、仙台城下の同一場所に屋敷を構えている。『仙台藩諸士版籍』には、御乱舞という下級武士の中に長命惣太郎、「仙台藩土族籍」に長命茂七郎がおり、彼は明治4年2月の『仙台県土族戸籍』によると「国分中山御林之内」を開拓している。長命茂七郎が「国分中山御林之内」を開拓していることは、中世以来長命氏が長命館付近に所領を有していたことの帰結であろうか。

近世資料から藩制期の長命氏の存在が明らかになった。長命氏は他の国分侍と同様、国分氏の没落と同時に伊達氏の旗下に属したものと推定される。

以上をまとめると、近世の長命氏の祖は、長命館主である可能性が極めて高く、長命別当は長命氏の一族か本郷氏同様に長命氏と従属関係にあった地頭と思われるのである。

註1 阿刀田令造『仙台城下絵図の研究』による。

註2 『仙台藩書』第6巻所収による。

註3 宮城県立図書館所蔵本による。

註4 前掲書による。

## 2. 出土遺物の年代と遺跡の年代

(1) 出土遺物の年代 本遺跡のI・II・III区から施釉陶器・無釉陶器・土師質土器・火鉢等の遺物が出土した。これらには、一定の年代を導くことが可能なものが含まれているため、他の類例をもとに検討してみたい。

① 施釉陶器 施釉陶器には、中国産の青磁・白磁、灰釉陶器、鐵釉陶器、天目茶碗等の器種がある。施釉陶器のうち灰釉陶器はすべて瀬戸産のもので、器形・量ともに豊富であった。瓶子・四耳壺・おろし皿・碗・四足盤の年代を以下の通り判断したい。

瓶子 瓶子は2点図示した。第5図3に図示したものは、肩部の張り出し具合と釉の色調が13世紀後半のものに類似している。第10図19は、沈線を二段に配すこと、肩部の傾斜から13世紀後半のものと考えられる。

**四耳壺** 図示したものは第10図18の1点である。釉の色調・耳の貼り付け技法・肩部の形状が13世紀後半のものに類似している。

**おろし皿** 5点図示した。第5図4、第10図10・11は、開きぎみの口縁部破片で、一般的に15世紀相当と考えられている。第10図9・12は、底部破片であり、おろし目の技法が前者に類似していることから同様の年代と思われる。

**碗** 口縁部破片を含め7点図示した。第5図2・第10図24は、15世紀と扱われているものに類似している。二者のうち第5図2は、削り出しの高台を伴うもので15世紀中頃に出現するとされている。他のものも、施釉技法および製作技法が類似することから同一時期と判断したい。

**四足盤** 明らかに四足盤と思われるものは、第10図23の1点のみであった。口縁部を欠くが一般的には、折縁深皿と呼称されるものである。内外面が施釉され、浅く開く形態を呈すものは15世紀後半に位置づけられている。

② 無釉陶器 無釉陶器には、甕と壺がある。産地については、常滑産と思われるものが若干出土しているが、他は明らかでなく大部分が県内産と思われる。

**甕** 甕は出土遺物中最も量が多い。第11図6・8は、口縁部の破片であり、白石市東北窯跡出土品の中に類似するものが含まれている。13～14世紀のものと考えられている。第11図2は、折り返して肥厚する口縁帯が特徴である。県内からは未だ出土例がないものであるが、常滑産の中には、14～15世紀にかけて類似するものが含まれている。14～15世紀と幅をもって考えてみたい。第11図4は、口唇部がN字状を呈している。類似するものは前者同様14～15世紀の常滑産に認められる。この外に底部および体部破片があるが年代は不明である。第12図2は、矢羽状の押印を伴い常滑産と考えてみたい。

**壺** 壺は2点図示した。第11図1は口唇部がくの字状を呈し、内面には沈線が描かれるものである。内面に沈線を伴うものは、13～14世紀にかけて常滑産甕や壺に類例が認められるが、口唇部形態は類似しているとはいえない。従って、13～14世紀にかけての県内産を考えるべきであろうか。第11図3は、口唇部がし字状を呈すものである。類似するものは白石市東北窯跡出土品に認められ、13～14世紀と考えられている。

### ③ その他の出土遺物の年代

**土師質土器・火鉢** 土師質土器の年代は、いずれも明らかでない。火鉢についても同様であるが、他の遺跡の出土例と比較した場合、室町～戦国期と考えるべきであろう。

**鉄製鎌・石臼・砥石** いずれも遺跡に伴うものであるが、年代を特定することは不可能である。瓦、1点出土した。明らかに古代のものである。

**石器** 表層および目層から出土していることから、織文時代のものと推定したい。

(2) 遺跡の年代 遺跡の年代は、文献的な検討と発掘調査による出土遺物の年代の双方から

判断すべきである。文献的には先に述べた通り、本郷家系図から判断して、鎌倉時代には存在していたと解される。しかし、鎌倉初期にまで遡るか否かについては、出土遺物のうち最も古いものが13~14世紀であることから考えにくい点がある。従って、13~14世紀に初現を求めてみたい。下限については、15世紀に属する遺物が多量に検出されたことにより、15世紀まで降ることはほぼ間違いないであろう。しかし、先に紹介した通り16世紀の初めには長命別当が活躍し、16世紀中頃には長命別当第広谷熊太郎が留守領へ攻め込む等、活発に活動している事態を考慮すれば、16世紀一すなわち戦国期の終末まで存続していたことも考えられる。

### 3. 遺構に関するまとめ

第Ⅰ次調査(Ⅲ区) Ⅲ区内からは土塙3基が検出された。これらについては、発掘区が狭かったため遺跡に伴うか否か判断できなかった。

第Ⅱ次調査(Ⅰ・Ⅱ区) Ⅰ・Ⅱ区から空堀・整地による郭・土塙・焼土遺構・整地層・ピット等が検出された。

空堀は第1号堀と第2号堀では性格を異にしている。第1号堀はⅠ区とⅡ区を分離していることから堀切と呼称すべきである。幅が9.4m強、断面形は逆台形を呈し、3~3.6mの深さを有すことから防御施設である。これに対して第2号堀は幅が狭くかつ浅いもので防御的施設とは考えにくい。

整地による郭は、第7図に示した通り一度基盤まで削平した後に盛土をして構築したものである。基盤の面が、一時期を成すか否かについては発掘区が狭かったため判断できなかった。但し、f層中に多量の遺物が含まれることから、Ⅰ区の平場を造成した後に盛土されたものと考えたい。

土塙は10基検出された。これらの遺構は相互に関連性がなく遺跡に伴うか否か判断不能である。第8・9・10土塙の理土は、自然堆積というよりは、人為的に埋められたものである。これらの埋土は、土塙墓に類似していることから、年代は明らかでないが遺跡に伴わない土塙墓であろう。

焼土遺構は3基検出され、第1焼土遺構からは火鉢の破片が出土しており遺跡に伴うものと考えたい。第2焼土遺跡は、形態・理土が第1焼土遺構に類似しており遺跡に伴うものである。第3焼土遺構は、前者と共に通性がなく遺跡との関連は不明である。第1・2焼土遺構の性格は明らかでない。

整地層は試掘調査であったため広がり及び深さ等を調査しなかった。しかし、遺物が出土していることから、平場の利用が二時期にわたることを暗示している。

ピットには、柱底を伴うものもなく、また規則性を欠いている。従って遺跡との関連性は認められない。

## V. まとめ

- ① 長命館跡は、七北田丘陵上の自然地形を巧みに改変あるいは利用して築かれた中世城郭である。
- ② 発掘調査による出土遺物には、施釉陶器・無釉陶器・火鉢・石臼等があり、年代が判るものは、13～15世紀に相当し、15世紀のものが多い。
- ③ 長命館跡は、近世以来、吾妻鏡文治五年八月十四日の条に見える「国府中山上物見岡」の擬定地あるいは「国府中山上物見岡」と扱われてきたが、発掘調査による出土遺物の年代から13～15世紀の城郭と考えるべきである。また、文献上の検討から戦国期の終末まで存続していたことも考えられる。
- ④ 館主については、本郷家系図あるいは中世文書から近世の「長命氏の祖」と判断したい。中世の長命氏は、長命別当あるいは本郷氏等を従属させ、国分氏から半ば独立する中規模程度の地頭であろう。
- ⑤ 「国府中山上物見岡」の所在地については、留守家旧記の記述をもとに再考しなければならないが、利府町惣の関から大郷町板谷までの間、板谷通り付近と推定される。

### 一般的参考文献

- 佐々木慶市：『中世の仙台地方』『仙台市史3別編1』
- 佐々木慶市：『中世の留守氏』『水沢市史2中世』
- 平 重道：『宮城県宮城郡根白石村朴沢家文書』『宮城県根白石村史』
- 東北歴史資料館：『東北の中世陶器』
- 藤沼邦彦：『宮城県地方の中世陶器窯跡』『東北歴史資料館研究紀要第2卷』
- 藤沼邦彦：『宮城県出土の中世陶器について』『東北歴史資料館研究紀要第3卷』
- 藤沼邦彦：『中世陶器の紹介』『東北歴史資料館研究紀要第4卷』
- 橋崎彰一：『日本の陶器古代中世篇3瀬戸・美濃』
- 奥田直栄：『陶磁大系6古瀬戸』
- 沢田由治：『陶磁大系7常滑・越前』
- 橋崎彰一：『日本陶器全集9瀬戸・美濃』
- 赤羽一郎他：『日本陶器全集8常滑・渥美』
- 橋崎彰一他：『日本やきもの集成3瀬戸・美濃・飛驒』
- 橋崎彰一他：『日本やきもの集成2東海・甲信越』

# 写 真 図 版

写



遠景



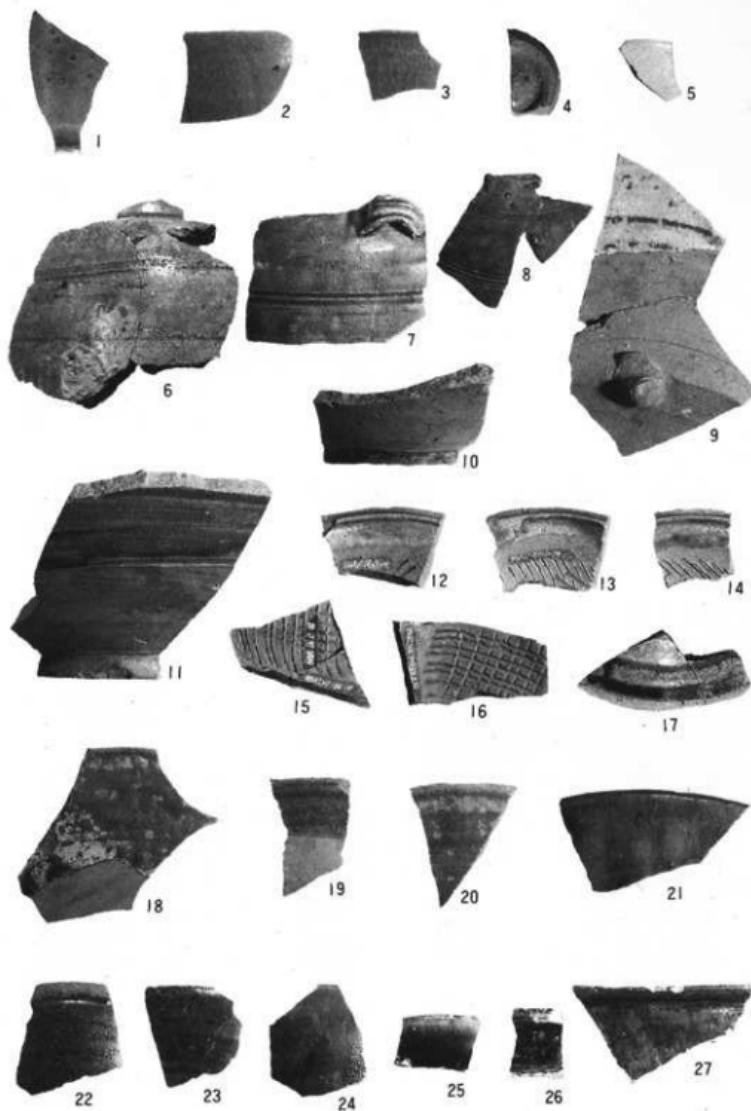
IV区からIII区を望む



IV区



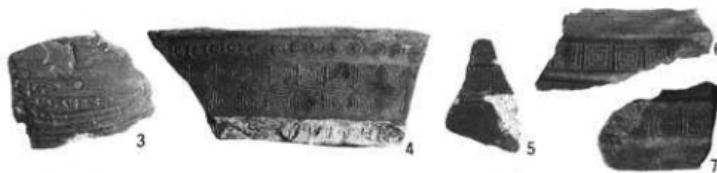
I区の発掘状況



写2



写 3



写 2	1. 第5図 1	2. 第10図 1	3. 第10図 2	4. 第10図 3	5. 第10図 4
	6. 第5図 3	7. 第10図 18	8. 第10図 19	9. 第10図 23	10. 第5図 2
	11. 第10図 24	12. 第5図 4	13. 第10図 10	14. 第10図 11	15. 第10図 12
	16. 第10図 9	17. 第10図 21	18. 第10図 16	19. 第10図 13	20. 第10図 15
	21. 第10図 17	22. 第5図 5	23. 第10図 7	24. 第10図 8	25. 第10図 6
	26. 第10図 5	27. 第10図 22			
写 3	1. 第11図 2	2. 第11図 6	3. 第11図 1	4. 第11図 3	5. 第11図 4
	6. 第12図 5	7. 第12図 2			
写 4	1. 第11図 5	2. 第5図 21	3. 第5図 6	4. 第15図 2	5. 第15図 6
	6. 第15図 3	7. 第15図 4	8. 第15図 1	9. 第5図 7	10. 第5図 11
	11. 第15図 8	12. 第15図 9	13. 第5図 19	14. 第5図 10	15. 第17図 1
	16. 第17図 2				

泉市文化財調査報告書第5集

長命館跡

昭和61年3月31日発行

発行 泉市教育委員会

印刷 小泉印刷株式会社  
仙台市上杉四丁目2番45号